

第5回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年3月22日（水）14：30～17：30

場所：総理官邸2階小ホール

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔総務省〕

田中順一官房審議官、江澤岸生行政管理局企画調整課長、藤城眞管理官、長屋聡管理官

〔厚生労働省〕

村瀬清司社会保険庁長官、小林和弘社会保険庁次長、青柳親房社会保険庁運営部長

〔国土交通省〕

吉田義一北海道局長、佐藤直樹官房審議官、藤塚明官房審議官

主な議題

「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について（総務省行政管理局）

報告要請4事項について

厚生労働省からのヒアリング（社会保険庁関係）

国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係）

【議事概要】

座長 それでは、ただいまから「行政減量・効率化有識者会議」の第5回会合を開催いたします。

本日は御多用中御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日、森委員は御欠席です。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

(報道関係者退室)

座長 本日は総務省及び事務局からそれぞれ報告を受け、その後1月6日の検討要請事項のうち社会保険庁関係、北海道開発関係について、それぞれヒアリングを行います。初めに、総務省の行政管理局から地方支分部局等の見直し及びIT化による業務のスリム化の取組について、第1回の当会議での要請を踏まえた取組状況を簡潔に御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務省(行政管理局) 本日は御説明のために、お手元に横長の資料を2種類御用意しております。1つは、右方の方に「資料1」と振ってある資料、もう一つは「参考資料」とタイトルが振ってある2種類をお手元に御用意してあるかと思えます。

それでは、地方支分部局とITの関係につきましては、中馬大臣から私どもは要請をいただきまして、その御要請を踏まえまして、今、座長から御紹介いただきましたように、1月31日の当有識者会議での御指示もいただきまして、私どもの方で例年予算編成過程で行っております行政のスリム化計画の改定作業、これを前倒しして実施をするということでやらせていただいております。本日は、現段階での状況の御報告ということで、お時間を頂戴いたしました。

結論から先に申し上げますと、この時期各省との調整もまちまちでございまして、各個別項目についての合理化の方向性について、具体的にこうであるとか、あるいは定員の合理化につきましても、定量的にこうであるということにつきまして、全体の状況をお示しする段階にはまだ至っておりません。この点は、率直にまずもって申し上げておきたいと思えます。

今、簡潔にということでしたが、まず前日も若干お話をしましたけれども、私どもの方の作業の基本的スタンスを改めて簡単に御紹介しながら、状況を御報告したいと思います。

先ほど申し上げました、参考資料の方の1ページをお開きいただければと思えます。

ご覧いただいております資料は、今回の5%以上の純減を図るということに当たっての事務・事業見直しと当方の定員管理との関係について図示したものでございます。

中ほど辺りに破線がしてございますけれども、その下の方の左側のところに、赤で「定員管理」とございましてけれども、私どもの立場では既存の事務・事業を基本的には前提としつつも、その合理化を図って、具体的には全行政分野を対象といたしまして、定員合理化計画というものを策定し、それを言わば財源といたしまして、そのすぐ右の方、中央辺りに肌色でくくってございましてけれども、治安であるとか、税の公平確保等々、近時の増員需要につきましても、全体増員を抑制しながら、メリ

ハリの効いた定員配置を実現すると。合理化計画の数と増員のすき間が純減でございまして、それにつきまして1.5%以上やるということで、18年度につきましては、相当程度前倒しを図って0.44%やったということでした。

こちらの有識者会議、内閣官房の方では、その上の方「事務・事業の見直し」ということで赤でくくってございますが、基本的にはいわゆるワークアウトと申しますか、仕事をやめることで、人を減らすということで、現在15分野プラス4について検討中かと承っておりますけれども、これらについて3.5%以上の純減ができないかということで御議論をいただいております。双方を合わせて5%以上の純減を図るということで心得ております。先ほど全分野を対象とする定員合理化計画、こちらの個別分野、15分野プラスについてちょっと触れましたけれども、基本的には既存事務を前提にする、あるいはワークアウトという言葉遣いをしましたけれども、だんだん実務が進んでまいりまして、各省といろいろやりとりが始まりますと、お気付きかと思いますが、現実問題この境目がなかなかつきがたいと申しますか、どちらの方に整理をするかという論点も次第に出てきているかと思えます。

この破線というのは、そういう意味でまさに破線だろうと思っておりますけれども、今後議論を進めていく際に、それをどういうふうに整理していくのか。これらにつきまして、要するに仕上がって見た結果、重複になったり、5%にならないということではいけませんので、よく事務局とも連携をとりながら、この辺の整理をさせていただきたいと思っております。

私どもの基本的なスタンスで、まずもって地方支分部局で申し上げますと、同じく参考資料の次のページをご覧くださいと思います。

今回作業の地方支分部局見直しの論点でございますけれども、既に有識者会議を中心に15分野につきまして、非公務員型の独法化等、いわゆるワークアウトの観点から御議論をいただいております、そのうちで地方支分部局に係るものについて同じような論点で御検討していただいている。

また、内閣府の市場化室の方で「市場化テスト」に係る民間への業務開放、このうちの地方支分部局に係る部分も当然同じような論点で見直しが行われると。

私どもの方でもスリム化方針の徹底ということで、やっておるということでございまして、かたがた今回の地方支分部局の見直しにつきましては、それぞれのセクションで分担しながら、すべての地方支分部局について見直すということが基本的な作業だと心得てございまして、その見直し全体の状況の整理についても、私どもの方として協力をしてまいりたいと思っております。

次のページをお開きいただきたいと思えます。

ちょっと粗々ではございますが、このページから次のページにわたりまして、各省庁のいわゆる地方支分部局を並べてみました。

うち「地方支分部局系統名」のところから、オレンジ色で色抜きしてございます

けれども、ここがいわゆる15分野で、有識者会議の方の御指摘でもって現在検討が行われているところかと承知しております。私どものカウントでは、いわゆる省庁の単位でいけば8省庁、地方支分部局全体の定員規模の3割強ぐらいを占めているかと思いますが、そこについて現在御検討していただいている。

黄色のくくりをしてある「地方支分部局系統名」のところの項目、あるいは機関名のところに がしてあるのは、いわゆる最初の8項目、 が7項目であると心得ております。なお、現在御検討中の4事項については、ここでは格別の表示はいたしておりません。

私どもは、次のページにわたる2ページにつきまして、この表の右側の欄はかなり細かい項目も入っておりますけれども、これが現在の私どもの、いわゆるスリム化計画の個別事項でございまして、これらにつきましてどうやってブラッシュアップを図っていくかということをやっておるわけでございます。

先ほど触れましたようなオレンジ色につきましては、現段階では当面こちらの有識者会議の御議論を優先させるということであろうかと思っておりますけれども、これらも含めまして、全体各事項につきまして、新規事項の盛り込みを初めといたしまして、ブラッシュアップを図っておるということでございます。

説明資料の方の2ページをご覧くださいなのですが、かたがた今お話をしましたことにつきまして、改めて簡単に整理をいたしますと、2ページ目のところの破線の枠の でございます。要するに地方支分部局につきまして、省庁再編後いろいろな閣議決定等がございますので、これらの閣議決定を武器といたしまして、全般的なフォローアップを行っております。

先ほどちょっと簡単に表でご覧をいただきましたが、特に現行スリム化方針に掲げる個別取組事項について、ブラッシュアップを図っておるのが現在の状況でございます。

次にIT関連でございますが、IT関連につきましては、次のページをご覧くださいいただければと思います。

ITにつきましては、次のページの破線の中の「参考」の最初に「最適化計画」と書いてございます。次の行で簡単に説明してございますが、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託等方針や、このシステム整備等による業務処理時間・経費の削減効果（試算）等を明示するものでございます。

すぐ下の段でございますけれども、府省共通あるいは一部関係府省の業務・システムにつきまして23分野、個別府省業務・システムにつきまして60分野、この最適化計画を策定するというところで、現在進めております。

先ほどご覧いただきました、参考資料の5ページをご覧くださいいただければと思います。資料4で「最適化計画の策定状況」とタイトルが振ってございますが、今、述べました1の方が23分野、2の方が60分野と次のページにわたっております。

本日3月22日現在で、各業務あるいはシステムの横に が振ってございます。これらにつきましては、既に最適化計画が策定されております。

とりわけ1のところ一番上に「 人事・給与等業務」というものがございます。中ほど辺りに「 共済業務」というものがございます。

4つほど飛ばしまして「 物品調達業務」以下「 旅費業務」までの間は、割合早く策定が終わっておりますので、これらを私どもはいわゆる内部管理業務ということにくくりました。これにつきましては、既に関係要員を3割以上削減するという方針を閣議決定をいたしております。

その他の業務あるいはシステムにつきましても、すなわち が振っていない、まだ最適化計画が策定されていないものにつきましても、この1週間、要すれば17年度中に基本的原則として策定をするということで、これまで調整をしまいでございますので、いましばらくしますと、今 の印が振っていないものも、最適化計画が策定をされるということになるわけでございます。

そういう状況を踏まえまして、今後の私どもの対処方針でございますが、本文にお返りいただきまして、説明資料の4ページ目でございます。

地方支分部局につきましては、今後私どもとしまして1.5%以上の純減に資するよう、何せ御議論をいただいておりますように、地方支分部局が行政機関の定員の3分の2を占めておられるわけでございまして、ここを重点において純減を確保してまいりたい。18年度予算では、省庁再編以降最高の0.81%の純減を達成したわけではございますけれども、今後政府全体を通じまして、メリハリのある定員配置を図って、先ほどちょっと触れました治安部門等の増員需要に的確に対応していくというためには、あり体に申しますと、できるだけ財源は多い方がいいということでございまして、引き続きまして、出先からできるだけ多く定員合理化数を出すよう、計画を着実に実施するということが必要だと思っております。

また、かたがたこちらの有識者会議の方の15分野プラス の検討と並行いたしまして、先ほど申し上げたように、スリム化方針の徹底見直し作業を加速させてやらせていただきたいと考えております。

また、ワークアウトに係る見直しを含めまして、 に書いてございますように、機構の在り方についても精査をしまいでまいりたいと考えております。

次のページはITの関係でございますが、先ほど触れましたように、そろそろ最適化計画が策定をされてまいりますので、これらを踏まえまして、定員の合理化についての試算と申しますか、精査をする作業に本格的に入ってまいりたいと考えております。

枠の中の のところがございますけれども、先ほどちょっと触れましたように、既に内部管理業務については、3割以上削減するという方針自体は決定をいたしておりますので、それが着実に実施されるよう、確保に向けた努力を行ってまいりた

いと思っております。

座長 ただ今の報告に関して、御意見、御質問等を頂戴したいと思います。

委員 質問でございますけれども、行革事務局の方と今お話いただいたこととの関係で、対象について参考資料の一番最初のところに「仕事をやめることで、人を減らす」と分類され、また後でワークアウトに関わると御説明があったんですけれども、私自身は、必ずしも業務そのものをやめるという前提で議論をしているわけではないと言ったらおかしいですけれども、8分野プラス7分野とかについてワークアウト、つまり、仕事をやめることで人を減らすと分類されているんですけれども、この点について当事務局と双方よりお話を伺いたいというのが1つです。

あと、御説明の最後のところで、途中でも言われたんですけれども、共通的な業務処理システムの導入に伴う内部管理業務に関わる定員合理化数の確保は3割以上というお話があったんですけれども、これはどれぐらいの員数というか、パーセンテージ全体で1.5というお話をいただいたんですけれども、1.5に対する寄与度は、この3割以上削減というものの寄与度をどのように頭の中に置いておいたらいいかと。

その2点をちょっとお聞きしたいです。

座長 では、お願いします。

事務局 それは、私から言ったらいいですか。

委員 双方からお聞きしたいです。

事務局 3.5%と1.5%の関係と理解すればいいですか。要するに仕事をやめるかどうかということと、それ以外とを分けてあるけれども、端的にいうと、そんなに截然には私は分けられないと思います。

ただ、ここでの議論は8項目プラス7項目と仕事の固まりでテーマを選んでおりますから、そういう意味では切り口が、この仕事をやるかやらないか、あるいはこの仕事の中で効率化できる部分があるかないかという、仕事を先に見ていくやり方をしていくわけですが、総務省行政管理局の方は、多分各省庁ごとに一定の目安を与えて、とにかく今あるもののこれだけは見直せというやり方ですが、それをどこから捻出するかは、逆に余り言わないという形ではないかと思えます。なので、仕事から入っていくというのは、この場の第一義的なミッションであり、こちらは各省横並びで宿題を与えて、その結果としては仕事の見直しが入ってくるのだと。

委員 だから、そのように聞いていたんですけれども、仕事をやめることまで含めて、我々は議論をしていないですね。やり方の改善ですね。つまり、この統計をやめるといっても、法律で統計を取らなければいけないと言われていたら、これは我々の議論としてやめられないですね。

事務局 ですから、例えば一番の代表例は、農林統計関係、食糧管理関係、北海道開発関係ですけれども、この項目単位で全廃というところまでは確かに議論でき

ませんけれども、恐らく前回のヒアリングは十分なあれではないと思いますけれども、農林統計関係の事務の中には、中のアイテムをずっと減らしていくとか、公務員がやらないとか、そういう部分は仕事を整理するという切り口で我々は考えております。

委員 だから、私は赤字で書いてある「事務・事業の見直し」を通じて人を減らすと書いてあるんだったら、全く疑義はないんですけども、仕事をやめることで人を減らすといたら、我々そういう前提でもっといろいろ議論すべきところがあるので、そこまでは我々のテーマにされていないですね。だから、事務・事業の見直しを通じて、人を減らすということであろうと私は暗黙に理解していました。

事務局 それはもちろん、事務・事業の見直しだと思います。

委員 参考資料の資料1のところに書いてあるんですが、上の部分は「仕事をやめることで、人を減らす」。

下の方は「既存の事務・事業を前提に、人を減らす」と書いてあるので、全体か個別かの違いはあるにしても、これはテーマではないんですか。我々の使命ではないんですか。

事務局 そうだと思います。ですから、委員がおっしゃるように、どっちの用語がわかりやすいのかわかりませんが「仕事をやめることで、人を減らす」という書き方は、わかりやすさが極端になっているのかもしれませんが。

委員 よけいわかりにくい。仕事をやめるんだったら、明らかです。だけれども、それは我々が決めるのではなしに、やはり国会で決めるべき問題なんでしょうね。我々はやはり事務・事業を見直して、より効率的に行うという観点だと思うんです。だから、ちょっと用語法が違うと思います。

事務局 そこはどういうワーディングをしたのか、総務省からお願いします。

総務省（行政管理局） まず、私どもと事務局の方で認識の違いがあるとは思っておりません。

この資料は、昨年末の5%純減に関する閣議決定でワークアウトという表現を使ってございますし、具体的には行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理であるとか、包括的・抜本的な見直しとか、いろいろコンプレスしてございますが、それらは私どもなりに整理をして「仕事をやめることで、人を減らす」と整理をしました。

委員 仕事を減らすというのは、言葉として閣議で決まったことなんですか。

総務省（行政管理局） 閣議決定でいいますと、「事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務・事業の削減（ワークアウト）を強力に進め」という表現がございまして、その辺りを私どもはこういうふうに整理をいたしました。もしそれが何か御議論に差し障りがあるようであれば、今おっしゃるように、我々の整理の仕方が悪いのかもしれませんが。

委員 仕事を辞めることなどは、我々は決められないでしょう、法律で決まっていたら、役人が決める問題でもないでしょう。

事務局 ただ、これは向こうのワーディングなのでわかりませんが、例えば独法化をして外に出すというようなことは、ある意味では仕事を辞めるということになると思います。国家公務員としての仕事を辞めるということです。

事務局 今おっしゃっているのはそういうことではなくて、今いっぱいいろんな統計があるわけです。例えば農林統計だったら、種目ごとにビートがどれだけあれだとか、そんなビートはどれだけなどというのはやめてしまって、野菜全部で幾つというぐらいでもいいのではないかと、そういうことまでやるかどうかということでしょう。

委員 はい。

事務局 それは、私の理解が間違っているかもしれないけれども、農林統計などは、実際に委員の皆さんがあなたたちまだ900人なんて少ないのではないかと、もっと切れないかとおっしゃったと。農水省などは、実際に頭の中には今の統計をもうちょっと簡略化するとか、そういうのも考えてはいます。

そういう意味では、実際問題としては、仕事そのものの統計などが、もっと簡略化されるということは起こり得ます。そのレベルが1つです。

この前ある委員がおっしゃっていたんだと思いますけれども、統計は何も役人がいちいち聞いて歩かなくても、ほかの人でも、例えば国勢調査などはかなりの部分でそういうものでやっていますというような、言わば仕事そのものはあるんだけれども、公務員が直接やるのか、言わば物件費でやっておられるのかというレベルの問題です。

あるいは例えば林野みたいに、そもそも独法化してしまうのかというような減らし方もあるしというので、この上の方もいろんなものが出てくるんだと思います。そういう意味では、やめると書いてあるのはちょっと単純過ぎて、ただ、やめるといふ部分が全然ないかということとそんなこともないという程度の話ではないかと思えます。

委員 私は右側に書いてある「個別事務・事業の大胆な見直し（非公務員独法化当を含む）による削減＝『純減』」ということ、多分我々はマンドートとしていただいているんだと思っているので、やめると書いてあるからすごいなと思いました。

委員 委員がこだわっているところは、私も別の意味でこだわってまして、今、言われた点なんです。例えば、北海道開発の方の意識というものは、事務・事業をやめるとか、そういうことは議論の対象になっていないんだという姿勢になるわけですね。

この上の青いところと緑色のところは、現実問題として点線で区別することが難

しいところが出てくるのはたしかだと思うんですが、我々がらんで議論している部分がウェットとしてどっちなんだというのは、先ほどちょっと言われましたけれども、ある程度共有しておかないと、出てきた数字に対する評価とか、そういうものができない。だから、そこが一番気になるところなんです。これはまた後の議論です。

委員 私が個人的にこれを見て思ったのは、今日御説明いただいたのは地方支分部局とIT化です。この言葉通り見ると、既存の事務・事業を前提になると、IT化などは効率化ということですね。上の部分は事業そのものを見直すんだと単純に思ったんですが、そういうこととも違うんですね。

事務局 一応はそうなんです。ただ、上の方もやめるといって、本当にさっぱりやめてしまうのがどれくらいあるかといえば、そうはないんだと思います。本当はやめさせたいのはもうちょっとあるのかもしれないけれども、なかなかうまくいかないわけです。

委員がおっしゃっているように、この会議でいえば、やめるやめないを真正面からやるのかと。なかなかそうはいかぬのだろうと思っておられるだろうし、そうなんでしょうねと。ただ、頭にはあってもいいんだと思います。

座長 これはやめるというのではなくて、縮減するんです。

総務省（行政管理局） 今、委員に御指摘いただいたとおりだと我々は受け止めておりまして、そういうふうな表現を使っているつもりです。

ただ、この資料のこの表現ぶりについて、もし議論が混乱するということであれば、私どもの真意は閣議決定に書いてある業務の大胆かつ構造的な見直し云々の部分を察して書いたつもりです。

委員 だから、仕事をやめるなど書いたらすごい言葉です。そんなことを勝手に行政府の中で決めるのかと。この焦点は、国民への行政サービスをやめるという話でしょう。だから、右側にあるとおりでいいんです。「個別事務・事業の大胆な見直し（非公務員独法化当を含む）による削減＝『純減』」なんです。

総務省（行政管理局） ですから、私どもが一方で仕事を辞めると表現していることについては、繰り返しですが、それは閣議決定の文言を私どもなりに要約をしているだけのことなのですが。

総務省（行政管理局） もともとの経緯として、下の方ですけれども「定員合理化計画」というのは、既存の事務を前提とした中でどれだけ効率化できるかという努力を今までやってきているわけです。

しかしながら、人をどんどん減らしていくためには、仕事の方をそのままにしてやっても限度があると。仕事の方はやはり大きく見直して、その上で人を減らせないかという議論が途中から出てまいりました。

そういう意味では、この点々から上の方というのは、そういう意味合いを込めて、

事務・事業の大胆な見直しで人を減らしていくというレベルにしようという話でありまして、仕事をやめるといふ言葉はちょっときついのではないかといふのであれば、きついかもしれませんが、意味合いとしては今申し上げたようなことです。

総務省（行政管理局） 閣議決定の部分に事業の要否という言葉がありましたので、そこをとらまえて違いがわかりやすいようにと思って書きました。それ以上の意味はございませんので、かつ閣議決定の解釈権限は私どもにあるわけではなくて、こちらの事務局の方にございますから、いずれにせよ何か対立しているとか、そういうことではございません。また、いずれにせよ先ほど御指摘があったとおり、そうはいつでも私どもなりの整理をしても、上と下がなかなか仕分けが難しい、あるいは評価の問題がございます。

委員 それはわかるんだけど、あとのことも全部わかるんだけど、これだけちょっと驚きであったといふことです。

総務省（行政管理局） 分けられないところもあるんですけども、大事なものはこの下の部分と上の部分にある程度。

委員 それはわかりました。

あと、私が2番目に聞いた問題についてお答えいただきたいです。

総務省（行政管理局） 今、手元にあれですが、3割と申しますと、グロスの数字で約5,000ぐらいでございます。ただ、それはいわゆる定員合理化計画、要するに片道としての5,000でございます。基本的には内部管理要員でございますから、そのセクションだけとらまえば、3割、5,000人程度は純減になるかもしれませんが、ただ、トータルの1.5%、政府全体の1.5%ということであれば、財源でほかの方に回ることがございますので、1.5%への寄与といふのは、直ちに計量的には申せません。

委員 確認なんですけど、言葉をどう使うかは別としても、閣議決定で先ほどの青色のところは、「事業の要否」といふ言葉があるわけですね。

総務省（行政管理局） はい。

委員 「事業の要否」といふのは、それが元の言葉であるわけですね。

総務省（行政管理局） はい。よろしければ、読み上げます。

座長 どうぞ。

総務省（行政管理局） 12月24日の閣議決定の4のアの（ア）でございます。1.5%の話があって、「以下の重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減（ワークアウト）を強力に進め」云々といふようなものでございました。

座長 よろしいですか。

委員 ちょっと確認したかったんです。

座長 ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については意見の交換をこの程度にさせていただきます。「『地方支分部局等の見直し』及び『IT化による業務のスリム化』の取組について」は、総務省において引き続き見直しの徹底、削減、前倒しに向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

(総務省行政管理局関係者退室)

座長 次に第2回会議において、スリム化の取組について報告を求めることとした4つの事項について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

資料は資料2-1から2-4までになります。2月8日の第2回会議において、追加の検討要請事項として7事項をお決めいただきました際に、資料2-1以下の防衛施設関係、国税業務関係、特許関係及び空港整備関係の4つについては、引き続き業務の状況とかスリム化の取組の状況等について、まずは資料で関係省から報告を求めてその資料を見た上で取扱いを決めようということになりました。その関係の資料が、資料2-1から2-4までです。

概要の説明をいたしますが、防衛施設関係とそれ以外とでちょっと性質が違ってまいりましたので、便宜資料2-2から説明をさせていただきたいと思います。

資料2-2は国税関係です。

「業務の状況」として、申告の件数が相当数増加している。あるいは国際的な取引が拡大し、国税徴収の関係の業務が困難化してきているという中で、実調率も低下をしてきている。そういう中で1件当たりの摘発金額というものも、なるべく大きくなるように努力をしているという業務の状況です。

そういった中で、定員については、徴税は、治安に続き政府部内で増員を重点的に配置する部門という位置づけではありますが、定員の計画的な削減については相当厳しいものがあり、結果として、国税関係については、平成9年度をピークに10年度以降微減の傾向が続いてきていまして、18年度までに1,000人以上の純減になっています。

それはネットの増減の関係ですけれども、5万数千人の対象者の中におきましては、平成10年度以降だけを見ても、トータルで約4,000人ぐらい相当するような業務の現状効率化を取り組んできています。その中には独法への移行といったものもありますし、相当程度の民間委託等を含むアウトソーシングの努力もしています。

さらに、「今後の取組」ということで、引き続き電話による税務相談の集約化・アウトソーシングなどを抜本的に進めるほか、内部の事務については、IT化の推進に伴って人員が浮くような部分について、旧来の所得税、法人税といった部門別だけではなくて、総合的な徴税部門の方に回る部隊を自助努力でもって捻出をしてきており、また、そういった取組を今後とも進めていきたいというのが国税関係で

す。

なお、国税全体について、電子申請の利用率の向上が1つ課題になっておりますが、まだ政府内で固まっておりませんけれども、パブリック・コメントに付されているオンライン申請の利用率の向上目標というのが近々まとまる予定でして、パブコメ全体の中身としては、5年間で50%を目指すというような内容で取組の目標が定まってくるというように聞いています。

次に資料2-3は、特許関係ですが、知的財産立国ということで、小泉内閣の下で重点的な取組をしてきている分野です。そういった中で、制度改革により、審査請求期間が短縮されたことにより、一時的に業務のピーク、結果としては審査待ち時間の長期化という事態が生じています。

そういった事態に対処するために、ピーク時対応ということで、恒常的な定員増でもって対応するのではなく、10年間の任期付きの審査官の増員に現在取り組んでいる最中です。計500名程度を、これは任期付きということでピーク時対応でやっていきたいということで、措置中というのが状況です。また、既存の技術が世の中に出ていけば、特許の新規性がないということですが、その基本となる確認の作業として、先行技術調査というものがあります。その外注というものを、世界的に見ても早い時期から取組、更に外注件数を今後約3割増やしていくという目標を立てて減量化に取り組んでいます。ペーパーレス化についても、相当程度進んでいる。また、特許審査官一人当たりの年間処理件数についても、相当数の目標を立てて、計画的に向上に取り組んでいる。

そういったこれまでの取組の1つの成果として、比較的客観的な指標だろうと思いますが、下の方の枠に書いてありますとおり、審査官一人当たりの年間審査件数というものは、米国、欧州に比べても相当数が大きい。あるいは平均的な特許出願費用ということでも相当安いということの効率的な特許審査体制をつくりつつあるということだろうかと思えます。そういった中で現状に甘んじることなく、先ほど申し上げましたように、更なる目標値を置いて、効率化業務の効果的な推進に取り組んでいるというのが特許関係の状況です。

2-4は空港整備の関係です。空港整備の関係は、大きく見ますと「2.航空管制」と書いてありますが、定員ベースで見ますと全体で5,500人ほどのうち、4,500人、8割ぐらいが航空管制という構成になっています。

それはそれとして、空港整備の関係で、今回の総人件費改革の観点からあり得る選択肢としては、全体として独法化なりができないのかどうか。さもなくば、成田、関空、中部のように大きな空港について単独の法人化といったことができないのかどうか。さらには定員の何らかの合理化、効率化ということができないのかといったことが考えられようと思えます。

このうち、単独の空港の法人化については、一番有望な空港として羽田があろう

と思いますけれども、羽田につきましては、9,000億円に加えて4,000億円といった多額の借入金でもって沖合展開事業、拡充事業をやっておりまして、当面年間1,000億円程度以上の償還というものをしていかなければならない状況にあります。他方、収入については、空港の収入源としては大きく離発着料とターミナルビルというのが考え得るわけですが、そのうち後者のターミナルビルについては、羽田の場合には、発足当初から民間会社となっているために収入源に限界があります。

管制についての定員の状況は、先ほど申し上げたとおりですが、航空管制が軍・民に分かれているような場合には、諸外国の例を見ても、民間航空の航空管制は国が実施している。他方、軍・民の航空管制が一元化されている国、例えばドイツ、イギリスが例に挙がっていますが、そういった場合には、国が出資する法人等が航空管制を実施している例もあるということです。ただ、日本の現状は、ここでいえば一元化される以前のドイツ型ですので、現状の日本のような航空管制が分立している体制で国が出資する法人、独立行政法人とか会社等が航空管制を実施している例はないというのが、国土交通省の報告です。

「3. 空港施設の管理」につきましては、ニューヨークの9.11事件以来、国だけではなく、航空会社や国や地方の空港の設置者を含めて、きちんとしたセキュリティーを維持するということが国際的な要請にもなっています。

従前から空港については、航空会社自体のセキュリティーの努力が要請されておりますし、実際に行われている分野であります。設置者としての空港管理者も含めて、セキュリティーについては、言わば従前以上に対応していかなければいけない。現実には羽田その他の空港において、フェンスを突き破って車が進入したとかという事件も、最近あったところかと思えます。

そういった中で、最後に、管制を除く部分の様々な職種についての定員の効率化を考えてみますと、まず、職種が相当細かく分かれています。かつ、国が設置する空港は26ぐらいありますが、航空管制は地方空港の主なものも含めて対応しますので、計数十か所の空港に国家公務員を分駐させて、管制業務及びその関係の機械、電気回りの業務をしています。このため、もともと定員全体の数は管制官がほとんどであるということに加えて、職種ごとに見ると、相当細かい数10から200人ぐらいの規模のものが60か所ぐらいに分駐しているということであり、まとまった形での仕事の見直しというのがなかなか難しいという状況にあります。

これが資料2-2から2-4までの関係です。

資料2-1に戻りますが、防衛施設関係は今、申し上げました3事項とはちょっと違ひまして、御存じのとおり官製談合事件の関係で、防衛庁の内部におきまして、不祥事の再発を防止するための検討というのを1月末以来取り組んでいるという状況です。

そういう中では、当面、再発防止策、チェック体制の強化ということに検討の力

点が置かれていますけれども、検討の今後の方向性としては、防衛施設庁の解体的な見直しということを含めて、防衛庁本庁に吸収をするのか、一部は独法化という選択肢もあり得るのか、与党の方も含めて議論は今後ということです。けれども、やがては、防衛施設関係の現在の見直しを進めていく中において、組織面の見直しということも避けられない。防衛庁自身の言葉によりますと、組織面においては、今後この不祥事対応の関係の検討を進めていく中で、総人件費改革にも資するよう、効率化などに配慮していかなければならないと認識をしているということでありまして、総人件費改革の関係からも、この会議として引き続き関心を持って注視をしていく必要があるのではないだろうかと考えられます。

したがいまして、国税、特許、空港整備については、先ほど申し上げたような状況ですが、防衛施設関係については、今後の不祥事の再発防止から発した検討の中で、組織論、防衛施設庁の在り方をどうするのかという機構改革の論議が避けられない中で、総人件費の改革の観点から適切なタイミングでもって、この有識者会議としても、必要に応じて議論を深めていっていただくということがありますのではないかと考えられます。私からの説明は、以上です。

座長 ただいまの報告に対して、御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがですか。

委員 防衛施設庁についてなんですけれども、別紙1という2月24日付のものが付いていて、この頭のところの第2パラグラフです。「入札手続等及び再就職に係る再発防止策」は云々という中で「全庁的な視野に立って、更に深められていくことはいうまでもない」という表現があって、これは単に防衛庁の問題ではなくて、組織の在り方、人事管理、公益法人という検討は全庁的問題であると。そうすると全庁的問題ということ、今後どのように捉えていくのか。あるいはこの会議がそうした問題について、何か関わる部分があるのかということについてお伺いしたいです。

事務局 これという別紙1は、防衛庁自身の検討状況の報告ということですので、この場合の全庁というのは、各府省全体ということではなく、防衛施設庁を含む防衛庁全体としてと、不祥事を起こした部局だけの問題ではなくという意味合いかなと理解をいたしておりました。

委員 ただ、入札手続とか再就職問題というのは、言わば公務員に共通する問題ではないかなという感じを受けました。

座長 全庁的な視野に立って。

事務局 今後の組織というのが書いてあります。今後の組織というのは、今、防衛庁としては防衛施設庁の大幅な組み替えをしようとしているわけです。まだ結論は出ていませんが、そのことが念頭にあるのではないかと思います。組み替えをするということは、当然、特に施設庁の今度の入札談合、つまり官製談合をした人た

ちというのは、防衛施設庁の中の建設部というところの特に技官の人なんですけれども、これまでは、建設部に入ると一生建設部なんです。近年は役人はかなりあちこちの役所に行ったり来たりしていますが、防衛庁全体の中、あるいはほかの役所との人事交流とかがほとんどないんです。それも建設部の中でしか、あとは地方支分部局に行くだけです。行っても同じことをやっているわけですから、というような問題が実は非常に大きい。

座長 それは問題ありますね。

事務局 そういったこともあって、そもそもそういう組織形態を変えようということは今、研究しているところなんです。組織とか人事管理とかというのが、ここに書いてあるんです。

公益法人の問題はこれまた別でして、これもどっかに出てきたけれども、いわゆる随意契約の方の話で、防衛何とか協会というのがあって、そこの随契という話があります。ただ、おっしゃるように、実は本質的にはかなりのどの役所でも一般化できるんですけれども、ただ、若干防衛庁特有の、あるいは施設庁特有の、例えばそういう人事が全く同じところで動かしているとかということと、1回の資金が物すごいわけです。それしかやっていないというような問題があって、そういうことも頭にあって、これを書いていると思います。

座長 よろしいですか。

委員 今回この4つは、要するにここに呼んでヒアリングをする時間が多分ないということで、今の御提案なんだと思うのですが、つまり防衛施設庁は、今、向こうで組織的にやっているから、我々が6月ぐらいに出すには、要するに時間的に間に合わない。どちらかということ、そういう感じですね。

事務局 防衛庁サイドの検討状況、スケジュールというのをよく見極める必要がありますが、いずれにしてもこちらが最終的な取りまとめをするタイミングで、必ずしも向こうがまだ十分な検討ができていない可能性もあるかもしれません。いずれにしても、こちらの取りまとめの段階では、言うべきことをきちんと向こうに伝えるということが必要であると考えます。

委員 そうですね。向こうの組織の検討のところ、是非こちらも注視しているのだからと。中途半端な、ほとんどそのままただ組織を防衛庁の方に入れてというような話では困るからというようなことは、ここで俎上に上がったので、ただ、時期は間に合わないだろうから、言いつ放しになるだろうと思うのですけれども、それは言っておいた方がよいのではないかなと思います。

ほかのもいろいろ時間的なスケジュールの問題もあるし、確かにこういうものというのは、重点といいますか、そういうふうに攻めていく必要があるという状況でやむを得ないのかなと思うのですが、例えば国税であれば、かなりスリム化の定員削減の計画をしているとか、特許の方も外注件数を5年間で3割増にするとか、独

法への業務移管もするとか、空港整備の方も民間委託とか、いろいろ一応書いてきているのですね。

こういう資料というのは表に出るわけだから、既にこういうことがされているらしいということ、はっきりこちらとして受け止めるというようなことを明確にしておいた方がよいと思います。放って置いたのではなくて、そこが一応報告として挙がってきていると。ヒアリングは個別にしていなくても。そこは書き方によって、割と目立たない書き方をしているところと、いろいろ資料の作り方があるような気がするのですが、そうであれば一層進めてほしいという話に多分なるだろうと思うので、そういう書き方をした方がよいです。

座長 事務局いいですか。

事務局 はい。

委員 これは向こうがつくってきた資料ですね。

事務局 資料自体は、各省の報告です。

委員 これは事務局として、特に検証する必要はないんですか。検証したんですか。こういう報告をはい、そうですと受けてよろしいんですか。

事務局 書いてある事柄、特に定員に関しては、これまでの定員管理の中でスリム化の努力をしてきているという内容です。

したがって、この場あるいは中間取りまとめの審議を通じまして、会議としての御指摘、メッセージというものがあれば、それを中間取りまとめにきちんと書き込んで取組を求めるということが1つあるかと思います。

そういった事柄について、その後どうなるのかということについては、言わば重点事項としての取り上げたものではないということになれば、先ほどの行政管理局が説明をした事柄とも関係しますけれども、中間取りまとめなどの指摘を踏まえて、当該省及び定員管理を行う総務省行政管理局の方で、毎年定員管理を厳格にやっていく中で、そういった指摘事項を着実に実現、実行していくこととなります。そういうことも含めて中間取りまとめにきちんとやっていってほしいという趣旨のことを書き込んで、くぎを刺しておくのは、1つのやり方であると思います。

委員 要するに私が言いたいのは、この説明を受けて、はい、そうですかと、非常にきちんと説明をしていただいているので、そうなのではないかと思うんですが、そのままこの資料が正しいかどうかの検証を誰がするのかということです。といっても、我々が検証できるわけではないですから、それは事務局の方でちゃんと検証されているんですかという話なんです。

座長 それは検証してください。

事務局 はい。

委員 それから細かいことなんですけど、これはとにかく取り上げないというのはいいんですが、それでも一応5%の目標ははるかにクリアーできるという予想もあ

ると考えてよろしいんですか。なければ、もっとやらなければいけないのかという話なんです。

事務局 重点8事項を中心に5%以上の純減が確実に図られるように、是非進めていきたいと思っています。そういう見通しをもって作業をやっていたきたいと思っています。

委員 自信を持って純減をするんだと思いますが、純減したものの受入先というのは、国税庁などかなと思います。そうするとお互いの関係というのは、どういうふうになるのかなと。だから、受入れをさせるために最初から減らしておけというようなことをいった方がいいのか、そういうことは知らぬふりをしているのか、そこら辺を迷いつつながめていたんですけれども、それはどうなんですか。

事務局 その関係では、合理化すべきところを合理化します。そうしますと、人がおりますから配転をしなければなりません。配転先として、税務署とか、そういうところも1つの配転先の対象になり得ると思います。そういうところは、従来と同じように新規採用をしていますと減りませんから、新規採用を減らしていただく。そういう努力を求めていくような、そういう取組を、前回御説明いたしましたけれども、配転、採用抑制の取組を進めていきます。

委員 そうなのをどこにするというのは、だれがどこで考えるんですか。

事務局 その仕組みは、政府全体に国家公務員雇用調整本部のようなものを設けたいと思います。

委員 受け入れやすくするには、とりあえず減らせとかと言っておいた方がいいとか、そういうことはないんですか。言っていることとやっていることが逆になりますね。

事務局 ここは前に事務局から説明しましたけれども、19年度向けの話ですけれども、あらかじめ全省庁に対して採用は減らしておけということは言っております。当然これは国税にも言っております。

したがって、国税はこれをご覧いただいてもわかるように、これからも少しずつは純減になるんですが、それでも純減の幅がそんなにほかの、例えば農林とかそういうところみたいに大きいわけではないですから、委員がおっしゃるように可能性はあるかもしれないわけです。

そうすると、その分も考えて、ほかの役所から出てきた人を中途採用するというのも考えて、つまり新規学卒の採用計画か何かをちょっと抑えぎみにしておいたらということは、実は全省庁に言っております、当然国税もそのうちの1つです。

座長 さもなければ、やめられないですものね。増えてしまいます。

委員 この中で空港整備だけが、今後の取組の記述がないんです。防衛施設庁は別として、ほかは今後もこういうことで見直して、スリム化していくというのがあつたのです。資料のつくり方もあるのかもしれませんが、これまでの取組ということ

で今後のことも、特許なども含めてほかは何か少し今後の取組があるんですね。

事務局 きちんと国交省から説明を聞いた事柄というわけではありませんが、ほかの事項との比較ということで1点申し上げたいと思います。

国税全体としては、微減傾向ということですが、先ほども御説明申し上げましたとおり、相当程度メリハリの効いた増員をした結果こういうふうになっているということで、プラス要素も含んだ上での全体として定員の合理化に努めています。特許についても、時限の増員ということで、やがては落ちるものですが、そういった当面の体制強化という要素も含めて取り組んでいるということです。

ところが、空港整備につきましては、定員の8割を占めるのが航空管制官で、これはほぼ落ち着いてきている状況だとは思いますが、まだこれから開港する空港も幾つかあるという中で、そちらの方に定員の資源というものを配分していかなければなりません。

残りの方の、概要でいうと4のところですが、さまざまな細かい職種が1,000人弱ぐらいありますけれども、職種ごとに見れば非常に細かい中で、相当程度定員合理化計画の下で、毎年計画的に大幅な民間委託をしてきているところです。それは引き続きやらなければいけない。あるいは5年5%から5年10%ということで、定員合理化計画の削減率が倍に上がっておりますので、一層取組を強化しなければいけないということは確かです。管制以外の部分につきましては、前向きのところはなかなかないので、今後の話ということを書き出すことがなかなか難しかった。あるいは昨年12月に決めた定員合理化計画での取組をきちんとやっていくということ以上に、各項目というのはなかなかなかったという事情が多分あるのではないかなと思います。ただ、それは全く今後何もしないということではありません。

事務局 今、委員がおっしゃったように、多少書き方は工夫できるのではないかと思います。

事務局 この前の行刑施設と同じような感じだろうと思います。

座長 もう一つは、いわゆる地方に空港を増やしてしまうから、これは配置しなければいけない。今後開設される空港にも配置しなければいけないということですね。

ほかに御意見ございますでしょうか。

委員 航空管制も細かく見ると、これは要らないのではないかとというのが結構あるんですね。土木、建築、機械280人などは、外部発注でいいのではないかと思います。

委員 私もそう思ったのですが、個々が小さいとかという話のようなのです。ただ、管制業務以外もあるような感じはあります。確かに8割の残りだから、それが分散しているという話だと思います。

委員 何かいろいろ言われるとわからなくなって、だめになるんだけれども、そんなことをいったらみんなそうだと思うと、それほど特別にこれだけを別と思う必要はないような気はちょっとしました。

座長 ほかに御意見等ございますか。

それでは、この議題については、意見交換はこの程度にとどめます。このうち防衛施設関係については、委員からお話がありましたけれども、今後施設庁解体といったような機構改革が進むことが確実ですから、当会議としては、その動向を十分によく見ていく必要があると思います。最終取りまとめに向けて、防衛庁の状況報告を求めつつ、必要に応じて議論を行っていくべきだと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それではよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

座長 また、これ以外の3事項については、各省ともスリム化について取組を行う方針であり、当会議としては、既に検討の対象としている15事項について、引き続き議論を進めていく必要があるかと思えます。

毎年度の総務省行政管理局の定員管理のプロセスの中で、スリム化努力を厳格にチェックして定員査定に反映させるということにしたいと考えておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

(「はい」と声あり)

座長 よろしければ、そのように行っていきたいと思います。委員の皆さんから出された御指摘は、今月末の中間取りまとめに反映することにいたします。

それでは、各省ヒアリングに移ります。

(厚生労働省社会保険庁関係者入室)

それでは、社会保険庁関係の検討結果について、厚生労働省からヒアリングを行います。説明は、恐れ入りますけれども、10分以内でお願いをしたいと思います。

その際、見直しの結果、どのような根拠に基づいて、最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能かについてポイントの御説明をお願いいたします。

社会保険庁 既にお手元にお渡し申し上げています資料につきましては、お目通しいただいているということで、簡単にお話し申し上げます。

まず、社会保険庁改革でございますけれども、職員の意識改革、業務改革、組織改革並びに要員計画については、内閣官房長官並びに厚生労働大臣の下の有識者会議で既に議論をしていただいております。今日、お手元にお示ししてございますけれども、社会保険庁改革の在り方という形でお示しをしております。

具体的な数値で申し上げますと、右側から下の方を見ていただきたいと思います。

参考資料の17ページでございます。

ここの右側に書いてございますように、平成24年度までの7年間に政管健保公法人への移行を含めまして、常勤公務員の20%以上の純減、それから常勤及び非常勤を合わせて1万人程度の純減。これが既に方向づけられてございます。

これを5年間ということでお話し申し上げますと、常勤で約3,000人超、削減率17%超でございますして、したがって、社会保険庁としましては、ここまでをするのが精一杯という考え方でございます。

全体観を少しお話し申し上げますと、私は、一昨年に民間から長官にまいりまして、現在の組織改革を進めておりますけれども、その基本的な考え方について若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、国民の皆さんからも信頼を回復するために、無駄の徹底的な排除、それからサービスの向上、事業実績の向上、それからシステムの刷新などに取り組んでまいりました。改革自体は、まだ緒に就いたばかりだと考えておりますけれども、私自身は着実に進展していると考えております。

改革に当たりましての基本スタンスでありますけれども、これは委員が、有識者会議に出ていただきましたときに、いろいろ御議論をしていただきましたけれども、国が責任を持って行うものは国、民間のお力が借りれるものは、徹底的に民間のお力を借りるというスタンスで臨んでございます。

また、業務は効率的、効果的に行うことを基本としまして、そのためには、現在、システムの抜本見直しをさせていただいておりますけれども、これは極めて大切だという認識でございます。

社会保険庁業務の全体から見させていただきますと、現状でも非常勤の活用、それから業務の外部委託は、私は民間にいたときと比較しましても、相当進んでいると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、システム化を踏まえまして、事務のさらなる外部委託、それから事務処理の集中化、それから事務局のブロック化、それから「市場化テスト」で純減を今回織り込まさせていただいたつもりでございます。

では、これで改革は終わりかという観点から若干付け加えさせていただきますと、システム化の関係もございまして、さらなる改革は、システムをデータ化する中で、まだ可能だろうと思っておりますが、残念ながら現段階でスケジュール化ができていないというふうにお考えいただけたらと思っております。

業務の中で、現在、事務所へお越しいただくことを基本に業務設計をしておりますけれども、将来的には事務所へお越しいただかなくても、相談・手続ができるようにしていきたいと。

それから、当方から事前に連絡をすることによって、各種手続を漏れなくするよ

うにしていきたいと。

また、書類関係は、基本的にいろんな手続は書類でやっておりますけれども、将来はやはりデータによる手続を増やしていく、これが正確性並びに余分な人員を入れない方策につながっていくんだろうと思っております、これをできれば現在のサービスの向上、今まで以上のサービスの向上、それからコストの削減、人員削減についてはさらなる上乘せは可能かと思っておりますけれども、残念ながら現段階では、まだそこは読めないというのが現状でございます。

そのような話の中で、先ほども申し上げましたように、現状では、今日お手元に御資料を差し上げておりますように、ぎりぎり社会保険庁として改革の中でお示ししていただいた、ここが精一杯のところということで、まず御報告を申し上げたいと思っております。

座長 ただいまの御説明に御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 改革が始まっている段階で、改革というのは、更に加速することで弾みがつくということもあろうかと思うんですけれども、昨年末閣議決定されたものは、5年間を対象とするものでありまして、現状では、7年計画での純減計画ということなんですけれども、その改革に弾みをつけようということで、先ほどは御無理だというお話だったんですけれども、5年に繰り上げるということについての実効可能性を、これは政府のほかの部局ではみんな今やっているわけですので、厳しい話かもしれませんが、社会保険庁においても改革の前倒しを御検討いただけたらと、政府の中の部局として、そういうことがまず第1です。

2番目は、労働保険のときにも申し上げたことなんですけれども、結局年金とか政管健保の適用徴収業務というのと、労働保険の適用徴収業務というのは、言ってみれば、中身がある程度違うということはあるんですけれども、対象が同じなわけで、それで厚生省と労働省が合併してから随分経つんですけれども、また、これまで社保庁の改革で大変だったこともよくわかるんですけれども、そうした同じような対象であるということを考えた場合に、それを一元化することによって、かなり合理化効果も期待できると。政府を挙げての公務員削減という動きの中で、そういうことも御検討されたらどうかと思うんですけれども、以上2点、よろしくお願ひいたします。

社会保険庁 それでは、1点目の方につきまして、先ほどのお手元の資料の17ページをご覧いただきたいと思っております。

社会保険庁改革の全体像をこのペーパーで御説明させていただいておりますけれども、一つ人員削減計画の前提といたしまして、私どもが抱えております社会保険オンラインシステムの見直し、これの刷新というのが大前提になっております。これは、政府全体の中での方針に基づきまして、私どもは17年度に最適化計画を

つくった上で、18年度から22年度にかけて、向こう5年間かけての刷新を図っていくということで、今、動いております。何せ日本最大のオンラインシステムということでございます。扱っている情報量も膨大なものになっております。

この5年でのオンラインシステムの刷新ということを前提にした上での業務削減あるいはそれを前提にしての業務の集約化、こういう問題が出てまいりますので、やはり今の段階では、どうしてもオンラインシステムの刷新プラス2年という意味での7か年計画ということでの実施を、これだけ大規模なシステムを動かしていくということでもありますので、間違いの起こらないような段階的な実施ということを考えさせていただかざるを得ないと、その意味での7年という点につきまして、是非御理解を頂戴したいと思います。

社会保険庁 続きまして、2点目の御指摘につきまして私の方から、お答えをさせていただきます。

委員から御指摘があったように、実は厚生労働省というのをそもそもつくるときを考え、中央省庁改革基本法が基になるわけですが、この基本法の中でも新しい役所の使命として労働保険、社会保険の徴収一元化を図るということが法律にも明記されておりますので、そういう意味では、私どもは、この新しい役所ができて以来の課題であると強く認識しております。

その間、私どもは、実は法律改正がなくてもできることから取り組むということで、例えば年度更新申告書の受付であるとか、対象となる事業所の調査の共同実施であるとか、それから滞納処分について共同でやるとか、こういったことを逐次取り上げておりまして、一例を上げますと、例えば滞納処分による差し押さえの件数、17年の4月から12月までの8か月の間に共同で実施しました、203件あるというような実績が既に上がっております。更に、こういったことに加えて、引き続きいろんなことをやっていかなければいけないだろうということで、例えば18年度に具体的に考えているものとして、やり方については、今後調整をしていかなければいけないんですが、例示として挙げさせていただきますと、双方の保険料を滞納している事業所についての納付督促を社会保険の職員が実施するとか、それから共同調査をしなければいけないものについて、今度は労働保険の職員が実施をするとか、あるいは先ほど申し上げました、いろんな徴収一元化の仕事は、社会保険事業所の中に、実は徴収事務センターという看板を掲げて一元的にやらせていただくわけですが、そこで受け付ける届出書の範囲を拡大しようとか、あるいは事業所に対する説明会の開催時期を統一しようとか、こういうことを考えております。

更に加えて、現在、国会に提出をさせていただいております社会保険庁の改革法案の中で、制度改正ということで、社会保険の算定基礎届と、労働保険の年度更新。これは保険料の賦課の対象になる額を確定するために、毎年それぞれが制度に基づいてやらなければいけないわけですが、その提出期限が労働保険と社会保険でずれ

ておりましたので、これを7月10日というふうに統一するという法改正もさせていただきたいと考えております。

そういう形で、社会保険、労働保険の徴収一元化を更に進めてまいります。ただ、冒頭にもちょっとお話しいただいたように、例えば被保険者の範囲も厳密に言うと、少し違っていると。それから、適用の事業の範囲もずれているところがあると。

一番大きなところで言えば、保険料の算定ベースが異なるというようなことで、これは相当大的な制度改革を必要とするような事項が、残念ながら現時点でも残っておりますので、これはそれぞれの制度改革をする際に、改めて検討した上で、できるものから対応していくというふうに取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

委員 まず、最初の点なんですけれども、最適化計画というのは、実は今日先立って総務省の方からお聞きしたこととも関係するんですけれども、言ってみればルーチンとしての定員削減計画、政府の中で全部やっているものであって、それプラス、上乘せして、今度は5年5%という話があるわけなんです。

したがって、最適化計画でやる22年度までのものが終わってから2年必要だという御説明が今あったんですけども、いやそうではなく、今、政府中全体では5年間で5%という話もあるんだということを私は申し上げたわけなんです。ですから、それに対するお答えを、単に無理だということだけでは、果たして国民に納得してもらえるかどうかということが問題だということが、第1に指摘したい点です。

2番目の問題でも、同じことを労働保険の方にもお聞きしたら、同じような答えが返ってきたわけなんですけれども、要は徴収対象というのは同じですね。違いを保険料の算定方式が違うんだとか、過去の記録まで必要だというようなお話も伺ったんですけども、だけれども、よく考えたら相手は同じですね。勤労者ですね。そこで何かもっと積極的工夫というのが、なぜこれまで出てこなかったのか、違うから、できるところからやっているんですというのは、それはそうなんでしょうけれども、では違うのであれば、それをもっと工夫する手立てはなかったのかなということなんです。お聞きしたかったことは、こういうことなんです。

社会保険庁 最初の点につきまして、説明がちょっと言葉足らずでございました。7年といいますのは、我々の人員削減計画の周期、これを7年で完成形ということで御説明を申し上げました。

当然、7年に至るまで何もしないということでは毛頭なくて、毎年毎年の中での人員削減、これはオンラインシステムの完成を待たずに、やらなければならないものについては、逐次手をかけてまいります。

完成形では、20年10月の組織改革に伴って、政管健保業務を行います全国健康保険協会、これを平成20年10月に、これは非公務員化された組織として切り出し

ます。そこに、今、常勤公務員としては2,000人、業務量として2,000人分を移管するというのが1つ。

加えて、公的年金を実施をいたします組織を、これも20年10月に厚生労働省の特別の機関という前提で立ち上げる、そういう法案を、今、国会に出させていただいておりますけれども、そちらの方の組織のスリム化なり人員削減ということで考えますれば、7年間で常勤公務員を1,500人、非常勤を4,800人、トータル6,300人を7年間で縮減をするという前提に立っておりますが、このうち7年、5年で常勤公務員でありますれば、1,000人強ぐらいのところまで業務のいろんな集約化、外部委託化ということを前提に置きまして、1,000人強のところまで5年でスリム化を図っていききたいと、そういうことを7年間計画の中では、我々として考えているわけであります。

そういう意味では、政府の向こう5年間で5%以上という数字をはるかに上回る削減ということを7か年の計画の中の5年で考えていたところでございます。

社会保険庁 2点目についても重ねてのお尋ねがございましたので、簡潔に申し上げさせていただきます。

端的に申し上げまして、これまでの間、社会保険・労働保険徴収事務センターというのができてはありましたけれども、実際にこれが十分な機能をしていなかったということが御指摘の一番大きな点だろうと思います。

したがって、私どもは、これについて前年のさまざまな実績をとっておりますけれども、着実に処理の件数も伸びておりますので、まさに実態としてこの徴収一元化というものが、かなり前進しているということで御理解をいただければと思います。

委員 前進しているということであれば、向こう5年間の削減というか、要は効率化対象として考えさせていただくということは、可能というお返事だったと聞いていいわけですか。

社会保険庁 これは、ちょっと現場の実態を念頭に置いていただければいいと思うんですが、社会保険は事務所が中心で仕事をしております。したがって、徴収事務は、312ある事務所が全部行います。

ところが、労働保険の場合には、言わば現場に相当するものが、例えばハローワークであるとか、基準監督署というのがありますけれども、ここは基本的には徴収の仕事そのものはいたしません。県単位にある事務局が徴収の仕事をする。もちろん、窓口で受け付けるというようなことはされておりますけれども、つまり利便を損うことはありませんけれども、言わば仕事のそれぞれの単位が微妙に違っておりますので、その意味では、むしろ利便を図って事務所で窓口で一元化をするということが最も効率的な仕事の進め方であるので、それによって、直ちに徴収をやる人間が重なるから合理化ができるというメカニズムではないということだけ、ちょ

っと御念頭に置いていただければと思うんですけども。

委員 効率化によって、つまりより国民の側を見て仕事をやると、そうすれば、大体効率化は進むと考えることだと思うんです。だけれども、それが余り期待できないと。

社会保険庁 単位が違うので、そこで重なっている仕事が出るから合理化ができるという余地が少ないと御理解いただければと思うんですが。

委員 今のに多少関連するんですけども、厚生年金政管健保の適用徴収というのは、定員は約4,000人ぐらいになるんですけども、労働保険の適用徴収とほとんど同種なんですけど、労働保険の方は、それを2,700名、適用事業所は300万ぐらいあって、それで社会保険の方は適用事業所が約150万ぐらいしかないということで、なぜこのように差があるのかということについての、ちょっと合理的な説明をしていただきたいんですけども。

社会保険庁 まず、適用事業所の数の違いは、適用単位の違いと考えていただければいいと思います。すなわち、労働保険の場合には事業所単位で適用いたします。これは、例えば現場と本社は別々に適用するというイメージでお考えいただければいいわけですが、厚生年金の場合には、それは一括で適用ができる形になっておりますので、まず事業所の数は、そこで大きく違ってまいります。

したがいまして、職員の数についても、先ほど申し上げたように、社会保険の方は、言わば312の事務所が徴収の中心部隊ということで仕事をしておりますけれども、労働保険の方は事務局の方で、言わば県単位で仕事をするということになっておりますので、そのこのところにおのずと違いが出てくると理解いただければと思います。

委員 そういった体制自体を見直していくということはないんですか。

社会保険庁 これは、恐らくこういうふうに御理解いただければいいと思うんですが、社会保険事務所の場合には、徴収適用だけが仕事ではなくて、御存じのように相談でありますとか、給付の関係の仕事もしていると。

そうすると、なるべく住民に近いところで、そういったサービスが受けられるようにするということの必要性がより高いのではないのかというところから、私ども312の事務所は新しい事業機構になっても引き続き必要ではないかと。もちろん、場所の見直しはいたしたいと思いますので、例えば人口急増地域について増やす代わりに少ないところは削っていくということはさせていただきますが、そういうことだろうと思っております。

一方、労働保険の場合には、そういう意味では相談とか、給付に当たるような仕事は、むしろハローワークであるとか、そういうところが単位になってまいりますので、そのこのところは312というところに別に回す必要はない。したがって、社会保険事務所が事業所の窓口と、そういうふうにやらせていただきたいということで

ございます。

座長 盛んに御説明をいただいているけれども、私はわからない。

委員 長官がいろいろ御苦労されたことはよく知っておりますし、それでこれがぎりぎりという、そうかなという気になるんですけれども、御存じのとおり、私は当初、これは非公務員型の独法にしたっていいんじゃないかと主張をしまして、都の方でも随分ありましたけれども、こういう新しい機構になることになったんだから、それはもういいんですが、ただ、そういう基本的に非公務員型の独法でもできるという目で見ますと、やはり業務の大部分は楽々と民間委託できそうな感じがするんです。

それで、この資料の4ページにある業務区分の表の中で「国の職員が実施する必要がある業務」とありますが、強制徴収については、いろいろ議論があり得るところではあるけれども、何かまだまだ外部委託できるものはいっぱいあるんじゃないかなと、実はぎりぎりという言い方は、ちょっと長官も役人化したかなと、こういう感じがしないでもない。

社会保険庁 いえいえ、決してそんなつもりは毛頭ございませんので。

委員 とにかく移行期間でいろいろ難しいところもあると思うんですけれども、やはりまだまだ業務内容を洗い直して外へ出せる、少なくともこの分類をちょっと見直す、検討し直すことで更にもっと数字を出せるんじゃないかという感じがするんですけれども、これ以上外へ出すというのは全然無理ですか。

社会保険庁 いわゆるコア業務、非コア業務というようなことで、官房長官の下の有識者会議でも相当議論を頂戴いたしました。与党の中での議論というのも並行して、相当の時間をかけての議論を頂戴したわけですけれども、我々は公権力の行使なりに関わる、公務員なり、行政組織というところで実施せざるを得ない業務に関するものは、これは行政機関において公務員が行うという前提に立って、それ以外のものは、極力外部委託、「市場化テスト」の全面的な実施というようなことも視野に入れた形で業務の分類をさせていただきました。

そういう意味では、4ページの左側「国の職員が実施する必要がある業務」というのは、基本的に社会保険庁の中で公的年金なり、この前提では政管健保業務なんというのも入っておりますけれども、いわゆる国の業務として引き続き実施していく、そういう意味では年金事業機構になったことをある程度想定しながら、この表をご覧いただくのがよろしいのかもしれないけれども、行政機関として実施する以上、当然ここに書いてありますような部分、業務、あるいは記録の管理とか、それ以下の適用、徴収、相談、給付、それぞれに関わる業務というのは、非常に公権力の行使に関わる部分、あるいは国民の権利義務に直接関わってくるような業務ということになってまいりますので、そういう意味では、ここの左側の部分につきましては、公において実施する必要がある業務ではないだろうかというのが、相当時

間をかけた結論ということで、私どもは理解をしております。

委員 しかし、もうこれは十分時間をかけても、これ以上はどうも切り出しようがないと、こういう感じなんですか。

社会保険庁 先ほど申し上げましたように、本質的に更に業務を圧縮するということから言えば、事務の流れ自体を根本的に見直さなければ、私はできないんだろうと思っていまして、その分で先ほど御提案申し上げましたように、例えば書類をもってやりとりをしているために業務が残っているのが相当あるわけです。この分をデータでやりとりする仕組みができれば、それによって人員削減は、我々も可能ですし、外側でやっていただいても、例えば市町村から国民年金もるもるに関わる部分というのは、市町村から書類を頂戴した上で、我々は手続を取っているわけです。市町村側もそれによって業務は大幅に減る分は、お互いに出てくるだろうと、そういうふうを考えています。

それから、御存知のように、今回の医療保険制度改革の中でも、我々のところから実は特別徴収という部分が今後どんどん入ってくるわけです。

それから、国税であれば、税の率が変わりますと、我々が特別徴収で国税を年金受給者から取らせていただくと、介護保険も同じでございますけれども、そういう形で業務量自体が、実は我々が増えることによって、ほかで減るという仕事は相当これから出てくるわけです。

したがいまして、是非御理解いただきたいのは、現在、我々がハンドリングできる業務の中でどうするかという部分と、ハンドリングができなくて、いろんな業務は国全体、市町村も含めて効率化することによって我々に増えてくる業務、これを一応包含しながら仕事をやっている。その部分については、適時の定員の中でやっていますけれども、定員の推移をずっと見ていただきますと、例えば国民年金の収納が、市町村から国へ移ったときに、職員は増えているかということ、増えていないわけです。

そういう仕事の移り変わりや、職員数なりデータを見ていただかないと、今の部分だけを見て、これはどうだ、これはどうだというのは、ちょっと私自身は議論が偏り過ぎているのではなからうかと。是非、そういう点での御理解も併せてお願いできたらと思います。したがって、根本的な問題ということは、事務のフローを変えれば可能性はゼロではないと。先ほど申し上げたシステムをデータ化することだとか、ああいうことを展開すれば、まだ可能ですけれども、今の段階では、それを約束しろと言っても、申し訳ないですけれども、読めませんと、こういう答えしかできないというのが正直なところだと思っております。

委員 私が言っているのは、個々の事務に従って、どれぐらい効率化できるかということではなくて、そもそも民間委託できる、できないという判断の仕切りが内向きなんではなからうかという感じから、もう少しそれを前向きに検討し続けるべ

きではないかと、こういうつもりなんですけれども。

委員 今日、御説明いただいた資料3の1の10ページのところに、今、それぞれの委員から発言された労働保険の一体化というのについて、いろいろできない理由が書かれているわけですが、逆に予算も年間予算なので、私としては具体的に利用者の便利向上とか、負担の軽減のために、労働保険を含めて、組織や庁舎の統合を行って窓口の一本化とか、ワンストップサービスという国民が望んでいることについて、年度別にどの程度のことをやっていけるのかという提案がいただけないかと思います。

社会保険庁 その意味では、法律を変えないでできることは、今回18年度、さっき申し上げたものを全部併せれば、まずほとんどすべてのことはできたと、やっているとお理解いただきたいと思います。今後は法律を変えないと、さらなる徴収一元化について、これを向上するための手段は打ちにくいというふうに私どもは理解しております。

委員 一緒にしても余り意味ないとか、そういうのをおっしゃっているのは、何となくわかるような気もするんですが、そうは言っても必ずしも純粋にそのことだけやる人が、そこにいなければならぬというのは、私はおかしい考えだと思うんですが、だからハローワークなんかも、要するに厚生労働省関係の外に出ている人は、みんな同じ事務所に住めと、そこでいろんな仕事をやれと、そういう方向で物事は考えていた方が正しいんじゃないかと思うんです。

そうすれば、全部合わせると5万人ぐらいになるんですか。そこから2万人ぐらい減らせば、みんなに褒められると、そういう方向で考えるべきだと思うんですが、法律でできませんから、これとこれを一緒に足しても、こっちの人はこっちを見ないで、知らぬ振りして、その仕事をしませんよと、そういう考え方ではいけないというのが、この社会保険庁の最初の何とかせいということで長官まで変わった動機だと思うんですけれども、そのところが依然として、委員が言ったように元に戻ってしまったように聞こえますよということかなというのが1つ。

あと、県単位にある事務局ですか、これは別に本庁ダイレクトにした方がいいんじゃないかと思うんですが、そうもいかないんですか。

社会保険庁 まず、先ほどの本庁ダイレクトという部分ですけれども、これはブロック化をするということで、47県の事務局は廃止をさせていただいて、8つから9つのブロックに分けて、そこで管理をするという形で、中間管理の人数を減らしたいと、こういう考え方は既に織り込み済みでございます。

実は、労働と社会保険という観点からいきますと、先ほども申し上げましたように、事業をやっている中身が違うのを一緒にまとめて人数を減らすというのは、ちょっと個人的には暴論ではなからうかと。

例えば、我々の仕事からいきますと、厚年、政管、それから国年という事業をや

っているわけですがけれども、片やで事業実績を上げるという仕組みが必要でございます。

この部分というのは、ユーザー側が簡単に保険料をお収めいただくのであれば、人は幾ら減らしてもいいんだろーと思えますけれども、残念ながらそういう現状になっていない。そういう中で、収納率をきちんと確保しろ、事業展開をしっかりとやれということ片やで言われているわけですから、極論ですけれども、その部分をやらなくてもいいということをお墨付きいただけるのであればできますけれども、申し訳ないけれども、そういうわけにはいきませんので。

委員 それは暴論ですよ。

社会保険庁 そこは是非御理解いただいて御議論をお願いできたらと思います。

委員 私はよくわからないのは、今、御説明いただいたことを見る、効率化の世界で一番前半で話をした、要するに定員管理のレベルの話で、今回我々のテーマは、少なくとも事業全体を見直すという話ですね。確かに社会保険庁だけの狭い範囲内でどこまでできるんだという御説明はよくわかるんです。でも、それはそうじゃなくて、それなら我々は、私は小さいながらも事業者で、こういう社会保険なんかも収めているわけです。それこそ1つにしてもらいたいわけです。

つまり、ユーザーの立場から考えてもらいたいわけです。制度がこうだから一本化できませんというのではなくて、ユーザーの立場から見たら当然一本化ですね。それは今まで省庁が違っていたというのはわかりますけれども、それは違おうと違うまいと、我々はできれば国税も含めて一本にしてもらいたいと思うんです。それぐらい思うぐらいで、ましてや社会保険と労働保険なんて、我々の頭の中では、失業と社会は違うけれども、そんなものは一本ですよ。

例えば、あと7年かけて社会保険のシステムをつくろうと、今度は多分労働保険もつくられるんです。すると、7年後にもう走っているシステムで統合できませんね。今のうちに一本化して7年間かかるというのならいいけれども、7年間かけてやって、またそれからではもう永久にできませんね。むしろ私は、今、一本化するという前提でシステムを組んでももらいたいと思います。それは社会保険庁の話ではなくて、厚生労働省の話なのか、もっと上の話なのかわかりませんが、そういう思想でやっていただかないと、つまり考え方を換えようという話で、今までの既存のことよくわかります。制度が違うというのはよくわかりますけれども、国税だって別に所得税と法人税は計算の根拠は全く違います。あるいは消費税も計算の根拠が違うんですけれども、一本で一つの法人でやっているわけですね。どうも違うというのが、確かに違いはわかります。違いはわかるんだけれども、一つではできないという理由がよくわからない。むしろ、システムも一本化すれば、もっとわかりやすく効率化できるんじゃないかと。今、7年間かかりますと、それからまたやりますと言われても、もう7年間は絶対に統合できないという話ですね。それも

困りますねと私は思います。

委員 私達も特殊法人改革参与として厚生省関係の特殊法人の独法なんかをやったんですが、そもそも社会保険庁の見直し、解体・廃止が、今度は新しい法案で、いろいろなシステムができますけれども、一連の不祥事で、国民の目がこの省庁についてはものすごい厳しいですよ。それで、本当に長官には御苦労いただき、御努力なされたことはよくわかります。

ただ、根本的に私は、これだけ国民の厳しい目にさらされた中で改革が進んでいくわけですから、やはり人員削減の問題等についても、そういう目線の中でお仕事をしてもらいたい。

もちろん、地方事務官が1985年に廃止されて、それから市町村の国家公務員という形でお戻りになって、いろいろな歴史があって、徴収率だって市町村時代の方がよかったと、いろいろなことの中で、これから特にシステム整備という問題で、今、お話になったと。

ところが、それが設計とあれによって、それを見ないと、何人の削減ができるかと、それはわかるんですけども、例えば我々も5年間ということの中で、3.5%の純減に向けて、本当に公務員のサービス、あるいは公務員の生産性というものをどういうふうに高めていくかという全体の中で、これを論議しているとすれば、この5年間の中で、例えばシステムの整備が後の7年ということであれば、最後のところで目安が付くのかもしれませんけれども、例えば郵政省なんかのときにでもシステムの前倒しみたいなことをいろいろやって御苦労されたと思うんですが、そういうような形の中で、例えばシステムの中で、あるときにねんきん事業機構というのは、特別機関になって、私は本来は、これはむしろ民間に包括委託するようなことだろうと思うんですけども、特別機関になってやるとすれば、ここの発足時に、定員というのは結構大事ですね。

そのときに、前倒しの部分を、システム整備をにらみながら、例えば非常勤にするとか、例えば時限定員という言葉はわかりませんが、ある一定の期間の、そういうような雇用にするとか、そういう形で基本的な常勤公務員という数をもう少し見直すということは、システム設計との関連の中ではできないんですか。

社会保険庁 是非御理解いただきたいのは、今回、7年間で純減の話を上げておりますけれども、その中で、1,500人は人員シフトをしているという形なんです。その人員シフトは何かといいますと、国民年金の収納、それから厚生年金、政管健保の徴収で、両方併せて1,500人そこへ増強しているということで、実際の削減ということからいきますと、1,500人を業務シフトしているという前提で考えれば、業務事務の効率化によって、更に削減はしていると。ここは1つ御理解をいただきたいところなんです。

ですから、先ほど申し上げましたように、人員シフトがなければ、もっと減って

いるわけです。ただ人員シフトをなぜしなければいけないかということから言えば、先ほど申し上げましたように、事業展開をする中で、収納業務のところにも更に人員をシフトしないと、収納率の向上にうまく回らないということで、これを有識者会議等では議論いただいた中で、事業をしっかりとやれよと、そういうところは人を増やしてもいいよと、その代わり徹底的に効率化しろよと、こういう形でさせていただきましたので、でき上がり数字だけではなくて、中身の異動の問題も是非御理解を賜りたい部分なんです。

社会保険庁 今の点は、資料3-1の7ページに内訳がございますので、後ほど御参照いただければと思います。

委員 今のお話で、ちょっと1点お答えで欠けていたのは、常勤公務員と非常勤公務員の方、非常勤公務員の方の減らし方が多いと思いますけれども、システム構築後どうなるか、全体像、いろいろな不確定要素がありますので、非常勤公務員ではなくて、常勤公務員の方をもっと減らすとか、そういう可能性もあるのではないかというような話もあるのではないかと思います。

もう一点、先ほどから社会保険と労働保険の話がございますが、厚生省と労働省が一緒になって、もうかなり長く経っていて、国民の目から見ると、やはりこれは何でもっと一緒にできないのかというのは、ずっと課題で来ていると思います。

システムが違っておっしゃいますけれども、そのためにシステムはつくっていくと、むしろそちらの必要性が高いので、例えば資料の10ページにございますが、一番最後のところで「これらの取組は事業主にとっての利便性の向上に資するが、定員の削減につながるものではない」とおっしゃっているのですが、もう少し定員も削減してスリムにできるようにやると、そういう姿勢がこの辺りに欠けているのではないかという感じがするので、ほかにも定員の削減にはならないという、いろいろな検討結果のお答えがあるのですが、それが少しでもなるようにシステムの再構築を今しないと、先ほどから話がございますように、このままつくられていくと、また動かせないということになりますので、是非とももう少し積極的にとらえて考えていただきたいと思います。

座長 今、様々な御意見を委員の皆さんから頂戴したわけですがけれども、集約しますと、もっと合理化してもらいたいと。国民の厳しい視線というものを意識して、もっと合理化を進めてもらいたいという意見です。

それから、合理化スピードというものを、長官からも御説明がありましたけれども、いわゆる7年計画ということですがけれども、それを前倒しにしてもらえないかという意見です。システム整備に5年かかって、あと2年かかるから7年だというのではなくて、もっと前倒しできないのかというようなことです。

それから、やはりこれは常識として考えにくい話で、どうして保険料の徴収の一元化ができないのかと、そうかなと、そんなことはないはずだなというのが、常識

でどうも理解できないということで、何とか一緒にしなさいというようなことです。

それから、今日は御欠席の委員からの意見も同じような意見です。一緒にしなさいと、それから合理化しなさいというようなことを強くおっしゃっています。

ですから、その辺、本日の委員の指摘を踏まえて、一層の定員の純減方策の検討を進めていただきたいと思います。それで、4月にもう一遍再ヒアリングをさせていただきたいと思っておりますので、そのときまでに、最大限どこまでできるのか。それから具体的な純減の数について結論をお出しいただきたいと思います。それで、4月のヒアリングのときまでにやっていただきたいと思いますと考えます。

よろしゅうございますか。何かありますか。

社会保険庁 先ほど申し上げましたように、これは一昨年から内閣官房長官の下の有識者会議、それと厚生労働大臣の下の有識者会議で、さまざまな形で組織、業務改革、人員計画を詰めて、こういう形でお出し申し上げているわけです。

したがいまして、国の行政機関の中では、相当先端をいった形での削減計画というのをお示し申し上げているというふうに思っているんです。

したがいまして、それを更にとということであれば、詳細をもう一度検討しますが、今までやらせていただいた中身というのもよく御吟味いただきまして、その部分での努力というのを当然お買いいただかないと、更にスタートラインがどこにするかによって、既に既存のお出ししているものは前提条件でスタートラインというわけにはまいりませんので、そこだけは十分御理解をいただけたらと思っております。

座長 長官以下に御努力願ったことはわかりますけれども、なお一層の削減努力を、現在やはり非常に厳しい状態にあるわけですから、何も私たちが好んでこういうことを言っているわけではありませんけれども、御努力をお願いしたいということでございます。よろしく申し上げます。

委員 そのときに、先ほどおっしゃったように、事務フローを変えるべき点、それから法律改正が必要だったらどういうのが必要だということも御提示いただけたら、より議論が深まると思うんです。

確かに決まったことを、またということは、よく私どももわかるんですけれども、閣議で決まり、法律の条文にまでなっていることですので、我々も変な憎まれ役をやっているんですけれども、やはり納税者、国民のためを考えてなすべきことだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

座長 どうもありがとうございました。

(厚生労働省社会保険庁関係者退室)

(休憩)

(国土交通省北海道開発関係者入室)

座長 それでは、北海道開発関係の検討結果について、国土交通省からヒアリングを行います。恐れ入りますけれども、説明は10分以内ということをお願いいたします。

その際、見直しの結果、どのような根拠について、最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについてのポイントの御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

国土交通省 北海道開発局に関します体制の見直し結果について御説明させていただきます。

見直し結果につきましては、行政改革推進事務局から示された検討の方向に沿って取りまとめてありますので、お手元の資料の4-1によりまして、その概要を説明させていただきます。

開いて目次をご覧ください。

第1が「総理のご指摘」。

第2が「民間委託」。

第3が「北海道開発計画に係る調査要員の合理化等」。ここの2にありますように「組織体制、業務処理体制等の簡素化・合理化」も書いております。

第4が「各事業分野別の定員」でございます。この順に御説明させていただきますと思います。

まず、第1「総理のご指摘」についてであります。1ページをご覧ください。

総理の御指摘にどのように対応するのかということであります。総理は、経済財政諮問会議におきまして、主として道州制特区との関係で北海道開発局について何度が言及されております。その趣旨を私どもなりに理解いたしますと、大きく2点に整理できるだろうと考えます。

第1点目は、国の地方支分部局の実施している事務・事業と、北海道が実施している事務・事業との関係が、いわゆる二重行政になっているのではないかとの指摘です。

この点につきましては、1ページの下段の「3 北海道開発局が実施する直轄事業の意義」をご覧くださいと思います。

(1)の にありますように、水害等の大規模な災害から国民の生命や財産を守ること。

また、2ページの2行目ですけれども、全国的な視点から道路や港湾による基幹的なネットワークを構築、管理すること。

更に にございますけれども、安全・安心な食料の安定供給を図ることなどは、国の基本的な責務であります。

この2ページの(3)にありますように、北海道開発局は基幹的な施設に限定しまして、整備・管理を直轄事業で推進してきておりまして、一方、北海道及び市町

村は道民の生活に密接な社会資本の整備・管理を実施しております。

このように、北海道開発局と北海道及び市町村は、適切な役割分担の下で各々の事業を実施しておりまして、いわゆる二重行政との御批判をいただくような重複や無駄は生じていないものと考えております。

なお、北海道道州制特区につきましては、5ページの上段に記述しておりますけれども、今、内閣府の示しました基本的方向につきましては、自民党の道州制調査会であるとか、政府部内で議論されているところでありまして、方針は定まっております。

したがって、現段階では今後どのような事務・事業の移譲が行われることとなるのかは決まっております。

次に、総理の御指摘の第2点目は、北海道開発局のスリム化をしっかりとやりなさいという御指摘であると理解しております。

この点につきましては、まず、資料末尾に参考2という表がございます。これをご覧になっていただきたいと思っております。

これに「2. 管理の推移と延長」がございます。これは、昭和44年度と比較しまして、河川、道路の管理の延長がどのくらい増加しているかということの表でございます。

これにつきましては、信頼性の高い骨格的なネットワークでありますとか、大規模災害の再発の防止を求める国民の要望に基づきまして、河川については北海道では44年に比べて1.14倍管理延長が増えておりますし、道路につきましては、北海道では1.56倍に増加しております。

その間の職員の数でございますけれども、一番下を見ていただきたいと思っております。「4. 定員」がございます。

こういうふうに管理する延長を増やしておりますけれども、定員につきましては、44年に比較して0.56倍と、ほぼ半減するなど、これまでもスリム化に努めてきているところでございます。

この間、北海道庁はかえって定員を増加させておりまして、このことからこういうスリム化の努力を認めていただけたらと思っております。

5ページに戻っていただきたいと思っております。

この下段のグラフもご覧になっていただきたいと思っております。このグラフで、棒グラフにつきましては、事業費の推移であります。折線グラフにつきましては、定員の推移でございます。18年度の定員が6,159人ということでございます。

今後につきましても、次の6ページの「(2) 今後の対応方針」にありますように、北海道開発局の業務体制の見直しを行いまして、類似の事業を行っております地方整備局の状況も勘案し、より一層のスリム化を推進することとしております。

見直しの具体的な内容につきましては、この後御説明させていただきますけれども

も、行政改革推進事務局から示されました検討の方向に沿って必要最小限の体制となるよう可能な取組を検討したものであります。

なお、事務局から示された検討の方向にもありますように、別途地方支分部局等の見直しが進められておりますので、最終的には見直し実施後の地方整備局等の水準を勘案しまして、更に検討を進めるものであることを申し添えます。

次に、検討の方向の第2は、民間委託の推進でございます。

資料の7ページ、次のページの下の参考をご覧になっていただきたいと思います。

ここにありますように、北海道開発局における民間委託率は、地方整備局と比較しまして、2.7%低い状況にあります。

このため、上の「2 民間委託の一層の推進」に掲げた各種の委託を新規に、あるいは大幅に拡大することによりまして、この括弧書きにありますように、おおむね200人程度の削減を見込んでおります。

次に、第3の開発計画に係る調査職員の合理化及び組織の抜本的な見直しについてでございますけれども、その1点目の開発計画に係る調査要員の合理化につきましては、9ページの(4)をご覧になっていただきたいと思います。

ここにありますように、調査業務の外注化の一層の推進でありますとか、組織のスリム化を行いたいと考えております。

また、2点目の組織体制、業務処理体制の簡素化・合理化につきましては、開発局本局、開発建設部、事務所・事業所等の組織の在り方全般を見直すことによりまして、11ページの10行目、ちょうど上段から中段のところに括弧書きがあります。ここにありますように、組織全般の見直しによりまして、おおむね200人程度の削減を見込んでおります。

見直しの具体的内容につきましては、11ページの(3)の にありますように、事業所等の統廃合を進めまして、その総数を22年度までに96か所以下に削減すること。

また、 にありますように、事務所の経理契約事務を開発建設部本部に集約すること。更に、開発建設部につきましては、次の12ページの1行目の にありますように、総務課・厚生課の統合等を行うこと。その他、各般の合理化を行うこととしております。第4に類似の体制との比較でございますけれども、13ページをご覧になっていただきたいと思います。

各事業分野別の定員についての類似の体制との比較でございます。

河川、道路、港湾、空港、農業農村整備等の直轄事業の実施に必要な定員を検討するに当たりましては、各事業の特性に応じ、さまざまな要素を考慮する必要がありまして、特定の指標に基づく一律の比較は適当ではないと考えております。

例えば、13ページ2の「(1)河川事業」について言いますと、この参考にありますように、定員一人当たりの表を記載しておりますけれども、一人当たりの事

業費では地方整備局が8,500万円、開発局9,800万円と北海道開発局が1.2倍あります。

一人当たりの河川延長では、地方整備局が1.0km、北海道開発局1.9kmと同様に1.9倍になっております。

また、道路事業につきましては、次のページの14ページの上の方の参考をご覧くださいと、一人当たり事業費では、地方整備局2億4,200万円、北海道開発局1億2,400万円ですが、一人当たりの直轄国道の延長では、地方整備局が1.9km、北海道開発局が2.8kmと、開発局が1.5倍になります。

このように、用いる指標によって結果が大きく異なりまして、正反対の結果になる場合もありますことから、特定指標に基づく比較が適当でないことがわかりいただけるものと思います。

最後になりますけれども、激甚な被害状況となります大規模災害の対策には、日本の中の各ブロックに災害列島日本のさまざまな災害事象に精通しまして、高度な技術を駆使できる国の機関が必要であろうと思っております。

北海道開発局は、北海道における存在としまして、国民の生命財産を守る、安全・安心を確保するという重要な使命を担っております。

また、日常におきましては、資料の末尾から2枚目に（参考1）がございます。「北海道開発局と地方整備局等の業務比較」がございます。

この参考1にありますように、北海道開発局は、本州等においては地方整備局及び地方農政局が行っています、直轄公共事業を一元的に実施している機関でありまして、これらの日常の管理業務の経験、ノウハウを生かしまして、災害時の機動的対応を実施しているものでございます。

国の機関として、このような使命をしっかりと果たしつつ、行政の簡素、効率化に向けた努力を不断に行っている所存でありますので、委員の皆様の御理解を承りますようお願い申し上げまして、私からの説明は終わらせていただきます。

座長 それでは、皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 確認をさせていただきたいんですけれども、1つは、今の御説明の中の5ページ目のところに関係するものなんですが、我々はどこの機関にも確認をさせていただいているので、開発局さんだけではないんですけれども、5ページ目のところの参考の4つ目のポツのところ「今後4年間で606人(9.47%)の削減(定員合理化計画)」と書かれているわけなんですけれども、今回、定員合理化計画で606人の削減をされると、これは1割近い御努力をされると思うんですが、今回我々のところで、定員管理以外のところでどの程度の削減というのが可能かということで、御質問させていただいているんですけれども、これについての具体的な数字というのは、どこかに書かれているのかということ。その数字があるとすれば、定員合理化計画との関係というのは、どういうふうになりますかということが、まず第1点

です。

もう一つ、もう少し御説明いただきたいというのが、11ページのところで、開発建設部との関係です。といいますのは、事務所とか事業所については、かなり削減努力を今までもされてきていると思うんです。たしか、平成18年度でもかなり前と比べると削減をされてきていたと思います。136か所ですか、半分近くになってきていると。

事務所の方がそのように削減が非常に進んでいるのに対しまして、開発建設部について見ると、昭和の20年代から変わっていないというのが現実だと思います。

もちろん、それは集約化ということも一つの説明としてはあるんだろうと思うんですけれども、戦後ほとんど見直しがされていないということについて、もう少し御説明を、まず、お教えいただきたいと、この2点です。

国土交通省 まず、今の1点目の定員合理化計画との関連でございますけれども、定員合理化計画における合理化の目標数につきましては、平成18年度から平成21年度までの4年間における削減数でございます。今後の新たな行政需要に伴う増員は加味されていないものでありますことから、純減数とは性質が異なると考えております。

一方、行政改革の重要方針におけます純減目標数につきましては、平成18年度から平成22年度までの5年間における定員合理化数から増員数を控除した純減数だというふうに伺っております。

今回の見直しの検討結果につきましては、民間委託の一層の推進、組織体制の見直し等によりまして、それぞれ200人程度、併せて400人程度の削減を見込んでいるものでありますけれども、これは現状の地方整備局における取組等を勘案しまして、現時点で可能な取組を検討し、取りまとめたものであります。

先ほども言いましたように、今後、地方整備局等における見直しを踏まえつつ、また必要な見直しを検討することとしております。

2点目でございます。開発建設部についてのお話でございますけれども、北海道は北海道全体でいいますと、全国の22%の面積を占めておりまして、22%の面積というのは、県を小さい順に並べますと、22の県を併せた面積になっております。更に、広域分散型、都市集中型という特性を持つ地域でございます。

北海道開発局では、効率的に事業を実施しますために、中心的な都市に地域のセンター機能の機関として開発建設部を設置しまして、現場には簡素かつ小規模な事務所・事業所等を設置しているところでございます。

開発建設部につきましては、日常的に事務所とか、事業所等の業務指導でありますとか、現地の行政機関との調整を行うとともに、災害等の緊急時には、当該地域の事務所・事業所等を統括しまして指揮をとることとなります。今以上に管轄区域を広げますと、上記の対応に支障が生じるため、開発建設部を統合することは適切

ではないと考えております。

委員 確認なんですけれども、606人という数字と400人程度という数字は、これは明確に別物だとして分けて考えるということにはできないということですね。例えば、結果としてダブっているところもあるかもしれないし、つまり単純計算してしまうと、1,000人ちょっとという数字になるわけなんですけれども、そういうふうに単純に受け止めてはいけませんということですか。

それから、2番目なんですけれども、北海道は広いというのは、確かにそのとおりであれなんですけれども、戦後20年代から今まで変わらなかったということですが、現時点での必要性というのは、そうかもしれませんけれども、いろんなやり方とか、技術が進歩していく中で、今まで半世紀にわたって変わらなかった、変えなかったと、その部分について、申し訳ないんですが、もうちょっと御説明いただければと思います。

国土交通省 1点目でございます。今回の400人程度の削減数につきましては、平成18年度以降、5年間で5%以上の純減目標を踏まえまして検討したものでありまして、定員合理化計画の合理化目標数、今のお話のようなことについては、一概に論じられないということは御理解いただきたいと思います。

委員 それは、別物ということですか。

国土交通省 全部含んだ、定員合理化目標数の内数は外数かになることについては一概に論じられないと。

座長 ちょっとよくわからないですね。

委員 それは、完全な外数ではないということですね。

国土交通省 はい、そうです。あくまでも5年間で5%という数字を示していた中での検討でございます。

座長 わかりましたか。

国土交通省 5%以上の純減目標ということですよ。

委員 政府全体で5%以上の削減が目標なんです。とりわけ国民から問題視されているところについて8項目あって、そこに幸か不幸か挙がっているところですから、それよりも大きなことが求められている。というのを暗黙の前提として我々は議論しているんですけれども。

委員 これからの議論が混乱しないように、606という数字と先ほどの400というものの位置づけなんです。単純に言うと、定員管理の部分が606で、例えば我々が考えているところの事務・事業見直し、整理というところで400ということであれば、単純に計算したって全体で1,000を超えてくるんです。そういうふうに考えていいですか。

国土交通省 違います。そういう説明をさせていただいています。

事務局 600の中で、400の状況をここに書いてあると。

委員 600 プラス 400 を足して、ただ 600 の中には復活があるということではないですか。

事務局 600 のは一番最初の点線でわからないということなんでしょう。

国土交通省 別の検討だと思っています。

委員 別なんですね。だから上乘せですね。

国土交通省 いや、違います。

座長 一概にそうは言えないと。

国土交通省 606 は、定員合理化計画に基づいて、先ほど説明しましたように、増員が加味されないという形で算出された削減数であります。

今回、行革の重要方針に基づいて行ったのは、全体で純減目標 5 % というのがありますけれども、開発関係についても努力しろということで、民間委託の推進等によりまして 400 人程度の現時点で可能な純減数を算出したというものでございます。

委員 私はこういうふうに類推したわけです。6,300 人だから、5 % でいいだろうと思って 315 人、そういうのが頭にあって、それと先に出した 606 人、これはなかなか色が付かないので、400 で多分グレーゾーンだということなんでしょう。

委員 でも 606 とは別と何度も繰り返されていますね。別に今回検討したと。

国土交通省 600 人の出し方と、それから今回私どもが算出した 400 人の出し方がまた違うということでございまして、ですから足すものではないということです。

委員 ダブっているんですね。完全に別物だから、これを足してはいけないよという意味ですね。

委員 多分 5 % だから、315 だからね。

国土交通省 そういうことではありませんで、あくまでも全国で同じような事業を行っている地方整備局と比較しまして出した数字でございます。

委員 別にほかと比較してもらわなくても結構なんです。北海道開発局の場合は、要するに外務省よりも人数が多いぞということで、昔にものすごく有名になったわけですね。外務省が世界中 200 か国相手にしているのに、北海道だけで外務省よりも多いというので、何だこれはというので日本中の人びびりました。その結果、20 年ぐらい経ったと思うんですけども、まだ 6,000 人いるんだと。外務省よりもまだ多いんだというのは、普通の人と思うんです。だから、そこからどうやって減らすかというのが北海道開発局を考える場合に基本だと思うんです。

ですから、北海道は全国の面積の 22 % もあるから大変だというのはわかるんですけども、22 % だったら人口も 2,500 万ぐらい預かってもらわないと困るわけですから、だれもいないところに広いぞと言われて大変だと言われても、ああそうですかで済む話ではないわけですから、そういうのを比較してもしょうがないと思うんです。とにかく 6,000 人というのは多い、1,000 人ぐらい減らせという要望です。

要するに、人がいれば仕事はやるわけですから、あれをやらなければいけない、これをやらなければいけないと北海道で考えれば、それは6,000人なんて、こんな少人数でどうにもならないと、1万5,000人ぐらいほしいとなるわけです。

だけれども、その中で、まあいいからと、ちょっとずつお金もないことだし減らしていきなさいという中で、どれだけ減らせるのかというのは、外からはわかりませんから、おおざっぱな話、1,000人ぐらいは減らしてくださいよという話に対する答えを、私は今日期待して来たんですが、そうではないと、600人だ、400人だとわけのわからないことを言われていても困るんですけども。

国土交通省 この40年間で、いろいろ国民の期待、要望もありまして、開発局では国道の管理の延長が1.4倍になっております。更に河川の管理の延長は1.1倍になっております。こういう中で民間委託推進、それから更に組織の簡素化という中で、現在、40年前に比べて定員を約半分にしております。更に、今後5年間で400人削減するというところでございます。更に、ほかの類似の機関の検討状況も踏まえまして、削減の検討というのをしてまいりたいと思っております。

委員 ヒアリングを聞きまして、2つのタイプがありまして、現在の組織とか、役割というものの正当性をプレゼンされる方と、私が期待するのはこれからでして、すなわち有識者会議の目的として、減量とか効率化をやらなければいかぬと。

具体的に、是非とも次回までに御報告していただきたいのは、具体的に申し上げて、いわゆる開発建設部というものの、11あるのを積極的に統廃合すべきだと。たとえば言えば、札幌市内の同じ庁舎に札幌開建と石狩開建がある。それぞれ理由があると思うんですが、それについては是非とも次回に統廃合して、これだけ減らすというようなことをお答えいただきたいと思います。

委員 先ほど地方整備局や地方農政局と比較した上で出した数字ですとおっしゃっておられましたけれども、例えば事業費を一人当たりで見ても3割ぐらい北海道開発局の方が効率が悪い。3割というのは、6,000人に対して考えれば1,800人ぐらいということになります。そういう比較であれば、そのぐらいの数字が出てくるのが当然なんではないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。そこでは比較をされたとおっしゃっていますけれども、この中には比較がなかなか難しいと書いておられて、一体何を比較されてそういう数字が出てくるのかというのが全然わからないんですけども。

国土交通省 開発建設部につきましては、先ほども御意見がありましたので、開発建設部の方からお話しさせていただきたいと思っております。

開発建設部につきましては、一番小さな開発建設でも、4,000平方kmを所管していきまして、これは県でいきますと、上から10番目がちょうど滋賀県の面積ですけども、滋賀県と同じような面積、あるいは埼玉県だとか、長崎県と同じ地域で

ございます。

しかも、ほかの開発建設部との境は、峠になっておりまして、例えば一昨年1月の網走の豪雪ということがありましたけれども、やはりこのときはその峠で交通遮断されて、例えばJRとか航空路線なんかは1週間近く止まったと。そういう中で国道の機能は3日間ぐらいで回復したんですが、やはりその境のところは冬なんかは非常に厳しいということ。

それから、やはり災害対応のときは、出先の機関はごく簡素な組織になっておりますので、やはり開発建設部からいろいろ応援もしなければいけないと。そういうときには、やはり3~4時間で行けるぐらいの距離というのが統括するのに、それが限界かなと思っております、そういうようなことで、先ほどお話にあったような開発建設部の管轄の範囲というのが決まっているところでございます。

それから、先ほどの話は、次回までということですので、それはきちんと検討してまいりたいと思っております。

委員 今、申し上げたのは、地方農政局との比較は、どういう比較でそういうものを出されているかということなんですけれども。

国土交通省 今回の民間委託を推進することによって、400人の削減をするということをお話しさせていただきましたけれども、それは地方整備局の民間委託率というのがございます。これが、地方整備局と比較しまして、2.7%ほど開発局の方が低いということで、これは北海道の地方の方では、そういう民間委託の受皿が少ないとか、なかなかまとまった数にならないということで、今までそうだったんですけれども、これを見直しまして、ほかの地方整備局と同じぐらいの民間委託をしようということで、それでほかと同じぐらいにすれば、200人削減できるんじゃないかと考えております。

委員 それは、効率化の指標として比較をされないんですか。効率性の指標で比較は難しいとおっしゃっておられたんですけれども、比較で出しましたというのは、むしろ全体に効率性というところで、まず比較していただいて、どれぐらい合理化ができるのかという観点から、まず御検討いただきたいと思えます。

国土交通省 それから、一人当たりの事業費の話があったと思います。資料の4-2、参考資料というのがお手元にあると思います。この12ページを見ていただきたいと思えます。

これは、道路事業につきまして、北海道の特色としまして、12ページの右側に一人当たりの国道の管理延長は2.8kmで地方整備局と比較して一人当たり1.5倍の管理延長を持っているということを書かせていただいております。

この維持管理につきまして、左側にありますように、道路や付属物の保守点検でありますとか、あるいは災害対応、除雪、排雪など、なかなか一人当たりの事業費としては大きくなりませんけれども、こういうふうにはほかの地方整備

局の一人当たりでいうと1.5倍を受けもっているということをお考えいただければと思います。

しかも、北海道につきましては、右側の2番目にありますように、積雪寒冷地でありまして、除雪対応、吹雪対応、雪崩などの災害対応も必要でありますし、また海岸線や山岳部など、急峻な地域を通過してしまっていて、岩石、落石などの自然災害の対応が必要ということで、こういうことで道路について一人当たりの事業費については、今、お話のようなことですが、それだけ管理の部分を持っている部分が多いということで御理解いただければと思います。

委員 それでしたら、次回のヒアリングのときまでに、ゼロベースで業務の実施体制を見直すための指標というのは、どういうものが適切なのかということをお出しただいて、それに基づいた根拠でお示しいただきたいと思います。

国土交通省 非常に難しいお話ですが、次回までということですので、次回にまた説明させていただきたいと思います。

委員 今のお話にも関係するんですけども、何か地方整備局がベンチマークみたいになっていて、そこがすばらしいのかどうかわかりませんが、ベンチマークというのは、すばらしい会社をベースに考えるんですけども、多分地方整備局もそんなにすごいことをやっているとは思えないので、ごく平均的な姿だと思うんです。

この平均的な姿をもって、それに合わせてという理屈ではなくて、どこまで削減できるのかと、特にほかと違うとおっしゃるんですけども、どこまで削減できるんだということ北海道開発局独自でやっていただきたいと思うんです。それは参考にはできますけれども、それはあくまでも参考であって、それが決してすばらしい数字だと私は思いませんので、やはり極限まで見直すという姿勢がまず必要ではないかと思うんです。

それから、先ほどの資料4-2の12ページで説明していただいたように、除雪だとか、北海道特有のことがあることはよくわかるんですが、北海道というのは、道州制の議論を待つまでもなく、北海道開発局と北海道庁の守備範囲が同じなわけです。そうしたら、国道も道道も一緒になっているわけですね。むしろこれを一本化した方が、除雪も吹雪も雪崩も同じですね。それだったら、むしろ今の小泉内閣で民に任せられるものは民に、地方は地方となっていますから、そういう方がよりトータルとして効率的にできる。同じ除雪でもトータルとして効率的にできるとか、できればそういう思想を持っていただきたいと思うんです。もう道州制でなくてもできるものはできるじゃないかと、何か国道は北海道開発局が、道道は道がやるんだという発想がよく私なんかにはわからないんです。だから、むしろ一本にしたらもっと効率化できるんじゃないかとか、そういうような北海道独特のことは当然あると思うし、特に広いから国がここをやるんだとかではなくて、一緒にやらないと効率的にはできないんじゃないかと思うんです。ここは国、ここは道だと、少ない

ところにまた行って、それぞれが行っていたんでは、効率が極めて悪くなるわけです。むしろ、そういう思想がおかしいんじゃないかと私なんかは思うんです。

国土交通省 北海道につきましては、全部の道路延長の国が管理している部分は、全体の7%でございます。北海道が管理しているのは14%、残りの80%が市町村が管理しているということでございます。国の方は、特に重要な区間に限定して危機管理対応でありますとか、整備を行っているところでございます。

今、除雪についてのお話がありましたので、資料の4-1の27ページを見ていただきたいと思います。

これは、一昨年の平成16年1月13日から16日の道東豪雪のときの記録でございます。この左の図で緑色が道道の通行止めの延長、それから赤が国道の通行止めの延長でございます。国の方としては、そういう国としての基幹的な部分について、この赤にありますように、縦軸が通行止めの区間の延長になっておりまして、最大で300kmが通行止めになりましたけれども、それにつきましては4日間で除雪を終えまして、その後、市道等の除雪の協力等も行っているところでございます。

道道の方につきましては、16日現在で言いますと、900kmが通行止めになりました、これが回復するまで更に3日間かかったということでございます。

更に、国道につきましては、これが通行止めの延長でございます。これは網走でございますけれども、網走と旭川の幹線部分、これについてはきちんと開通させていたと。今、コンビニエンスストアや何かは、やはり毎日食料だとか、ものを運ばなければいけないということで、このときはJRも止まりましたし、航空機も止まったと。それがこの国道1本だけが空いていて、コンビニエンスストアに必要な食料品を運ぶことができたということで、やはりある区間に限定して、そこはきちんと除雪するということが大事だということで、これについては地元の網走の方々にも高く評価されているところでございます。

委員 それは、わかるんですが、そうではなくて意思決定をどこでするかという話ですね。いろんなインフラがあって、どこから優先してやるかということですから、それは幹線道路を優先するというのはわかりますよ。だから、これは国がやっているからできるんだということではないと思うんです。道だって同じことをやっていますね。道が管理していたって、末端から先をやって幹線を残すなんてことはあり得ないので、だから私が言っているのは考え方の話を言っているの、考え方を考えていただきたいと思います。どこで意思決定をして、優先順位をどこをどう決めるかというのは、現地が一番わかっているはずですから、現地でわかるようになったら、いっぱい各地域に支局か何か知りませんが、そういうものをいっぴいつくらないと現地のことがわからないということになって、あちこちに支所か何か知りませんが、つくることに結果的になってしまうんです。私なんかは、そんなものは危機管理のガイドラインだけを決めて現地に任せればいいじゃないかと思うんです。

委員 私も同意見ですが、国全体で5%というのを多分御自分の方と取り違えられたのかなと思いますが、北海道開発局の場合は、特段にたくさん削減していただくという話で考えていただくということだったと思いますので、改めてちょっとお考えいただかないといけないと思います。やはり北海道の特殊性というふうにお話になっていることというのは、実は北海道は道一つですから、道庁も多分同じことを考えている、災害の復旧をしなければいけないのは、要するにいろいろな県が集まっているわけではないので、道だけで考えなければいけない話ですから、多分そこは重なるんです。

ですから、そこは国がやらなければいけないのか、あるいは道もできないかもしれないけれども、お金の手当てがあってやらなければいけないとなれば道はやるだろうと思いますので、そこら辺の二重行政ではないかとか、あるいは地方分権という話は前からずっとあったわけですから、そこで本当に国は何をやらなければいけないかということを考えていただくしかないのかと思います。

先ほど、委員が言われたような、ほかの地方整備局がいいわけではないですけども、せめて指標としては、やはり地方整備局並み、そうすると1,800人ぐらい減らしていいことになるわけですが、せめてそういうところから考えなければいけないのではないのでしょうか。それで、特殊性があるというところは道にやっていただくというか、あるいは本当はほかの地方整備局は、いろいろな県とまたがっているからやらなければいけない仕事といってやっているのが多いわけですから、道の場合は道しかないですね。その前提が違うわけですから、逆に道ができるはずなのです。

特殊性があるにしても、それは道との関係での調整が可能ですので、やはり改めて数字について考えていただきたいと思います。道路はこうだとか、河川はどうだとかというのはあるとは思いますが、そういうのをくくめて、やはり数字の目標というのを考えながら出していかなければいけないと思いますので、そういう観点でまたお出しいただきたいと思います。

国土交通省 今回お話しさせていただいたのは、ほかの地方整備局と大体同じぐらい民間委託を進めていこうということで200人削減、それから更にこれは開発局として独自の話ですけども、更に組織を簡素化しまして200名、合わせて400名削減ということでございます。

それから、もちろん事業を進めるに当たりましては、北海道等との意見もいただきながら事業を進めているところでございますけれども、例えば私どもは石狩川という、これは日本で利根川に次ぐ第2位の河川を管理しております。ここがもし氾濫するとすれば、62万人の方に影響が出る。

先日のニューオリンズの対応のカトリーナについては50万人ということで、そういうような非常に水害の被害というのは大きいということでありまして、一旦そ

ういう被害になったら、これは影響が北海道内にとどまるものではなくて、我が国全体の経済にも大きな影響を与えると、そういうところを限定して、国の方で担っているつもりでありまして、そういうブロックを、大規模災害のときの対策は、こういうブロックを超えました効果的な資金の集中、それから災害列島日本のさまざまな災害事象について精通しまして、高度な技術力を駆使できる、そういう災害対応のときには、国土交通大臣の指揮下、迅速に対応できると。ほかのブロックからの応援もすぐできるという対応は、やはり国の機関としてしっかりした対応が必要だろうと考えております。

委員 重複となってしまうんですが、我々として400という数字の意味が全体の中での位置づけというのがまだ理解できないんです。つまり、どういう努力で400が出てきたかは今の御説明でわかったんです。ただ、それが国全体としての行政を進める中での位置づけというのが、北海道開発局に求められている中でどういう位置づけなのか、それと606との関係ということ、やはりそこをきちんとしていただかないと、議論がきちんできていかないと、その点がありますので、是非そこは明確にさせていただきたいということ。

それから、平成16年の豪雪の御説明があって、これは北見なんかはこういう状況だったと思いますけれども、確かに国道は早く動いて、非常に重要な役割をしたと思うんです。それは非常に認めるんですが、ただ、それであれば網走という網走管内のところの面としての管理がもっとできていれば、道道でも何でも除雪機器が回って行って、もっと面として全体としての交通は早く回復していたかもしれないんです。札幌市の除雪機も北見に行っていましたね。

ですから、そういう面として考えたときに国かどうかと完全に分けてしまうと、逆にそこに非効率が出てきてしまう。ですから、そこを国としてやるべき部分はここなんだということをもう少し説得力ある説明をしていただけると、非常にわかりやすいんだろうなと思いました。これは意見です。

国土交通省 今の除雪についてのお話ですけれども、国としてきちんと、もっと多額の事業費を入れることができれば、面的にも全体を早くということはできると思いますけれども、やはりそれは集中ということだと思ひまして、先ほど言いましたように、北海道については全体の7%の道路に限定して、これはここをきちんと整備することによって、我が国全体の経済的に価値のあるということで、そこに限定して対応しているところをございまして、それは整備だけではなくて、除雪だとか、維持管理についても同じだと思っております。

委員 資料4-2の参考資料の14ページに、在職者の年齢別実員というのがあって、これで56歳以降が今後定年で辞めていくとすると、56歳以上を足し合わせるだけで640人ぐらいになるんですね。そうすると、仮に退職者を補充しないとすれば、今後5年間で600人ぐらいは自然的にいなくなってしまうのではないかと

う感じがするんですけども、そうすると、業務の見直しということをしなくても、退職者を補充しないだけでそれぐらいになるという感じがするんですけども、どうなんですかね。

国土交通省 業務をきちんとやるためには、先ほどのような、例えば道路管理についてもきちんと現場段階での行政判断でありますとか、それから行政責任が伴うものですから、やはりある規模の人は必要だということでございます。

やはり、それを担っている方々が退職されるときには、当然そこを補うような方を採用しなければいけないということもありまして、私どもとしては、そういう与えられた任務をきちんと行い、行いつつ、いかに効率的に進めるかということで検討させていただいたわけでございます。

座長 観点が全然違うから、これは議論にならないんだと思います。やはり我々は人員を削減すると、コストを削減するという観点から質問をさせていただいたり、それから意見を言ったりしているわけです。それが、退職する人の補充はしなければならぬんだというようなことだと、意見はすれ違っていってしまうんだと思うんです。いろんな御意見が出ましたけれども、こうなってしまうんです。

委員 私は総理が経済財政諮問会議で発言したという幾つかの言葉というのは、今はそれに対する御回答のようなお話がありましたけれども、総理が言った二重行政ではないかと、何で6,000人以上もいるんだと、外務省より多いじゃないかと、言わば国民の素朴な疑問でもあります。

ところが、実態的には本当にお仕事の内容、北海道という一つの地域の問題、これまでの経緯、よくわかるんですけども、やはり二重行政といったらあれですけども、道がやった方がいいんじゃないかという時代的要請というのがあると思うんです。関連の新聞記事を読みましたが、特区推進法案、今国会成立へということで、中身については特例の問題や3けた番号国道の問題とか、いろいろまだ詰める部分はあるような感じですけども、ただ、これを見ても、やはりこの法案が恐らく全国の道州制に先駆けて北海道のこの特区がどういうふうになるか、そこにあるのは、もう少し北海道開発局が持っている部分をどういうふうに移すかという問題と、あるいは財源措置の問題でも、特例の問題も含めて、こういう抜本的な部分を含んだ法案だろうと私は思うんです。

そういうことで、この法案ができて成立した後、またいろいろなことをお考えになるとは思いますけれども、公共事業予算というのは、本当にどんどん減っているのに、最盛期の2割ぐらい減っているんですか、職員の数というのは、全体的にはほとんど減っていないと、それは人がいるから事業が来るといような関係にもなるような気がするので、これは意見なんですけれども、総理が、この回答をどういうふうにお読みになって、総理自身にもいろんな方から御報告があるかと思うんです

けれども、やはり総理のいろいろな直観的な受け止め方からすると、やはりもう少し定員削減というのは、いろいろ民間委託も含めて、さっき言った法案との関係も含めて、もう一度精査をしていただきたいと思います。さっき委員から出た統合の問題もいろいろ御説明はわかりました。もう率直な感想でそう思いました。

座長 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったように、総理の御意志もあるし、それから委員がおっしゃっていた外務省より人数が多いというのはおかしいじゃないかと素朴な国民的な視点もあるし、やはり全体的に人件費を削減し、コストを削減していこうと、というのは、現在の国家財政からいって当然の話だと思えます。そうしますと、皆さんの意見は、やはり方針に従って削減をしていたということだと思えます。

北海道というのは、外国なんだなと思いつつながら、さっきから話を聞いているんです。前に沖縄に行ったときに、沖縄の人たちからいろんな事情を聞いて、ここは外国なんだなと思ったことがあるんですが、結局、あそこは外国ではなかったんです。海があり観光資源があって、今は非常によくなってきているというのもあります。同様に、やはり私は北海道は、特殊なことはあっても外国ではないと思えます。

やはり当たり前前に考えて、40年前からこれだけ減りましたよと、私は恐らく40年前というのは、電話が通じなかったところもあると思えます。そういった、いわゆる社会の変化、技術の進展、それから道路がこれだけ距離が増えましたと、増えたことは業務効率が上がることなんです。何がメリットで、デメリットなのかということなんです。

それで、デメリットだけ散々聞かされたので、さっきからちょっと暗くなっているんです。やはりメリットの方を聞かしてもらいたい。それはメリットの方を言うのと人員削減になってしまうので、うまくないなとお考えかもしれないけれども。また、606名と400名については、これはしばらくうなされますよ。まだよくわかっていないんです。どっちが本当なのかということ、どうも400名らしいなということなんです。しかし、様々な言い分もあるでしょうけれども、やはり二重行政と言われたら、それは素直に意見として通ってしまうわけです。

その辺を踏まえて、もう一段の、いわゆる業務効率化、それから人員の削減ということに取り組んでいただきたいと思いますし、それから4月に再ヒアリングをさせていただきますけれども、そのときまでに最大どのくらいできるのかということ具体的な純減の数についてもきっちりとした結論をお出しいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

座長 ありがとうございます。よろしく。

本日の会議は、これで終了といたします。大変精力的に御論議をいただきまして

ありがとうございました。

次回の有識者会議は明後日です。3月24日です。午前9時から開催して、中間取りまとめ案について意見交換を行う予定です。なお、次回は引き続き参与会議の開催をする予定です詳細は別途事務局から御連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

～ 以 上 ～